

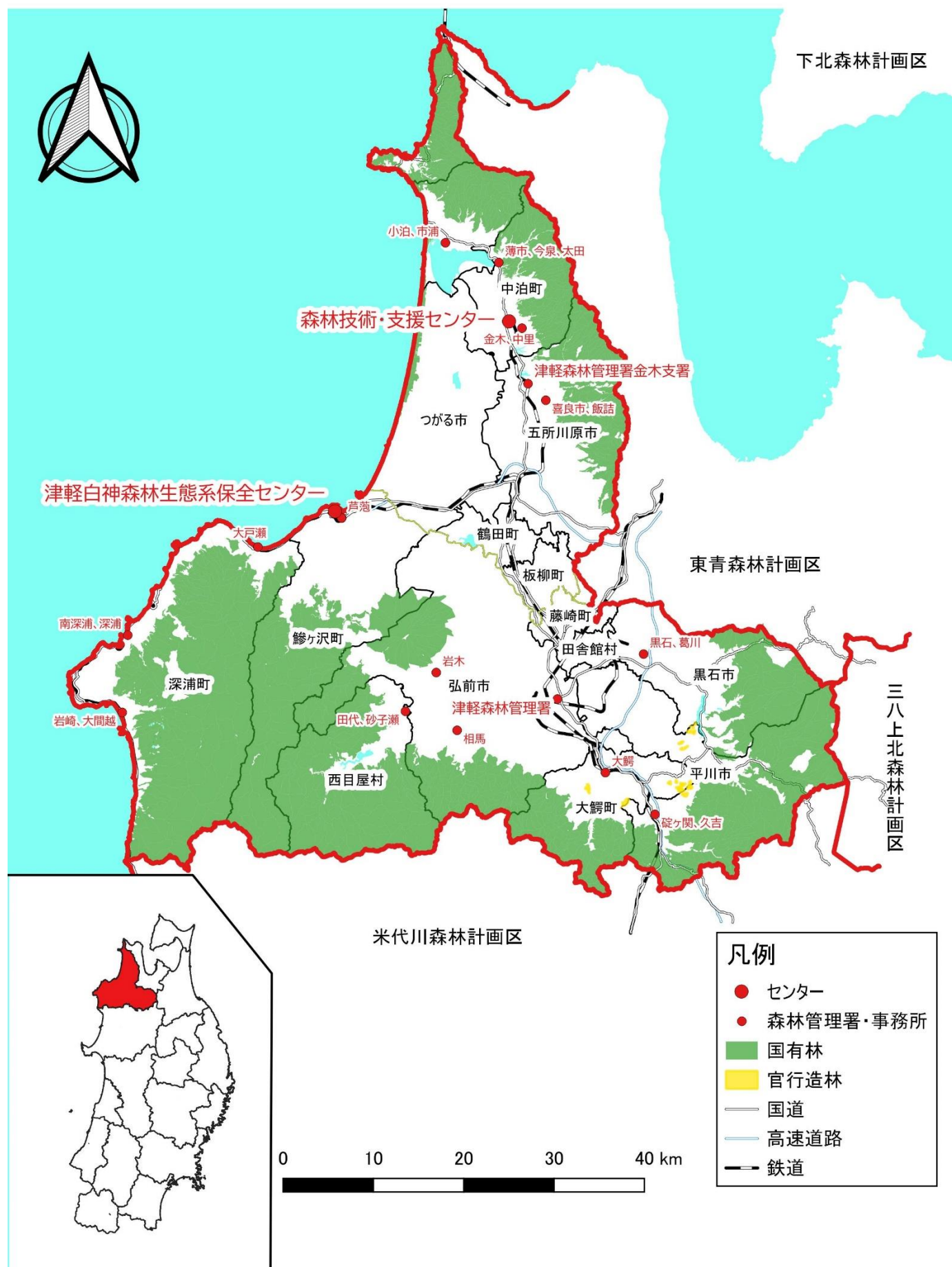
津軽国有林の地域別の森林計画書（案）

（津軽森林計画区）

計画期間	自	令和4年4月1日
	至	令和14年3月31日

東北森林管理局

津軽森林計画区の位置図



目次

I	計画の大綱.....	1
第1	森林計画区の概況.....	1
1	位置	1
2	自然的背景	1
(1)	地勢.....	1
(2)	地質及び土壌.....	1
(3)	気候.....	1
(4)	林況.....	1
3	社会経済的背景	2
(1)	土地利用の現況.....	2
(2)	地域産業の概要.....	2
(3)	計画区における国有林の位置付け.....	3
第2	前計画の実行結果の概要及びその評価.....	4
第3	計画樹立に当たっての基本的な考え方.....	5
II	計画事項.....	6
第1	計画の対象とする森林の区域.....	6
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項.....	6
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ...	6
(1)	森林の整備及び保全の目標.....	6
(2)	森林の整備及び保全の基本方針.....	9
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等.....	11
2	その他必要な事項	11
(1)	溪畔周辺の整備・保全.....	11
第3	森林の整備に関する事項.....	12
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	12
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法.....	12
(2)	立木の標準伐期齢.....	13
2	造林に関する事項	14
(1)	人工造林に関する事項.....	14
(2)	天然更新に関する事項.....	15
(3)	その他必要な事項.....	15
3	間伐及び保育に関する事項	16
(1)	間伐の標準的な方法.....	16
(2)	保育の標準的な方法.....	16
4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	18
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法.....	18
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	20
(1)	林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的	

な考え方.....	20
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方.....	21
(3) 林産物の搬出方法等.....	21
(4) その他必要な事項.....	22
6 森林施業の合理化に関する事項	23
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針.....	23
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針.....	23
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針.....	23
(4) その他必要な事項.....	23
第4 森林の保全に関する事項.....	24
1 森林の土地の保全に関する事項	24
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	24
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法.....	25
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項.....	25
2 保安施設に関する事項	26
(1) 保安林の整備に関する方針.....	26
(2) 保安施設地区の指定に関する方針.....	26
(3) 治山事業の実施に関する方針.....	26
(4) その他必要な事項.....	26
3 鳥獣害の防止に関する事項	27
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	27
(2) その他必要な事項.....	27
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	28
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針.....	28
(2) 鳥獣被害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）.....	28
(3) 林野火災の予防の方針.....	28
(4) その他必要な事項.....	28
第5 計画量等.....	29
1 伐採立木材積	29
2 間伐面積	29
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	29
4 林道の開設又は拡張に関する計画	30
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	33
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等.....	33
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等....	33
(3) 実施すべき治山事業の数量.....	34
第6 その他必要な事項.....	36

別紙 1	保安林の指定施業要件.....	44
別紙 2	自然公園における施業の方法.....	46
別紙 3	砂防指定地等の施業方法.....	47
	計画事項の別表.....	48
	(1) 水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林.....	49
	(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林.....	50
(附)	参考資料.....	52
1	森林計画区の概況	53
	(1) 市町村別土地面積及び森林面積.....	53
	(2) 地況（気候）	53
	(3) 土地利用の現況.....	54
	(4) 産業別生産額.....	55
	(5) 産業別就業者数.....	56
2	森林の現況	57
	(1) 齢級別森林資源表.....	57
	(2) 制限林普通林別森林資源表.....	62
	(3) 市町村別森林資源表.....	63
	(4) 制限林の種類別面積.....	66
	(5) 樹種別材積表.....	68
	(6) 荒廃地の面積.....	68
	(7) 森林の被害.....	69
3	林業の動向	70
	(1) 森林組合及び生産森林組合の現況.....	70
	(2) 林業事業体等の現況.....	71
	(3) 林業労働力の概況.....	72
	(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）	72
4	前期計画の実行状況	73
	(1) 伐採立木材積.....	73
	(2) 間伐面積.....	73
	(3) 人工造林・天然更新別の面積.....	73
	(4) 林道の開設又は拡張の数量.....	73
	(5) 保安施設の数量.....	74
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	74
	(1) 森林より森林以外へ異動.....	74
	(2) 森林以外より森林へ異動.....	74
6	森林資源の推移	75
	(1) 分期別伐採立木材積等.....	75
	(2) 分期別期首資源表.....	76

7	その他	77
(1)	持続的伐採可能量.....	77
単位	材積：千 m ³	77
(2)	その他.....	78
ア	国有林の地域別の森林計画の沿革.....	78
イ	担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間.....	79

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況

1 位置

本森林計画区は、青森県の西部に位置し、東側は東青森林計画区及び三八上北森林計画区、南側は米代川森林計画区に接し、西側は日本海、北側は津軽海峡に臨む、弘前市をはじめとする5市7町2村を包括する区域である。

2 自然的背景

(1) 地勢

本森林計画区は、中央部から北部の津軽半島西部にかけて広がる肥沃な水田地帯の津軽平野と、それを取り囲む西部から南部にかけての白神山地、東部の八甲田山系、津軽半島の津軽山地などからなる。

中央部には最高峰の岩木山(1,625m)、八甲田山系には櫛ヶ峰(1,517m)や横岳(1,340m)、白神山地には急峻な白神岳(1,235m)や摩須賀岳(1,012m)などの山岳がある。

津軽半島西部地域には、津軽山地の四ッ滝山(670m)、大倉岳(677m)、梵珠山(468m)などの低山や、海岸沿いに発達した砂丘である屏風山がある。

主要河川は、白神山地を源流とする岩木川や秋田県境を源流とする平川、八甲田山系を源流とする浅瀬石川が合流し津軽平野を北上する。津軽半島西部で小田川、金木川等と合流して、十三湖を経て日本海に注いでいる。また、西部の西海岸地域では、白神山地を源流に中村川や追良瀬川などが日本海に注いでいる。

(2) 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、主として第三紀系の砂岩、凝灰岩、頁岩などが分布している。

本森林計画区の土壌は褐色森林土が過半を占めているが、ヒバ林やそれより標高が高い箇所には乾性又は湿性ポドゾル土壌が見られる。

(3) 気候

平成23年～令和2年の10年間における気象観測データでは、最高気温は36.7℃(弘前市)、最低気温は-18.3℃(黒石市)、年平均気温は約9～11℃である。年間降水量は約1,200～1,600mmであり、日本海側や秋田県との県境付近で比較的多く、最深積雪量は153cm(弘前市)となっている。

(4) 林況

ア 人工林

本森林計画区の国有林の人工林面積は50千haで、立木地面積150千haの34%を占めている。

また、人工林蓄積 10,463 千 m^3 で、総蓄積 26,685 千 m^3 の 39%を占めており、樹種別ではスギが 71%、カラマツが 10%、アカマツが 3%となっている。

齢級別人工林面積は、下図のとおり 8 齢級～11 齢級が人工林全体の 57%を占めており、10 齢級以上の人工林の割合は 74%で、主伐期に達している人工林が増加している。

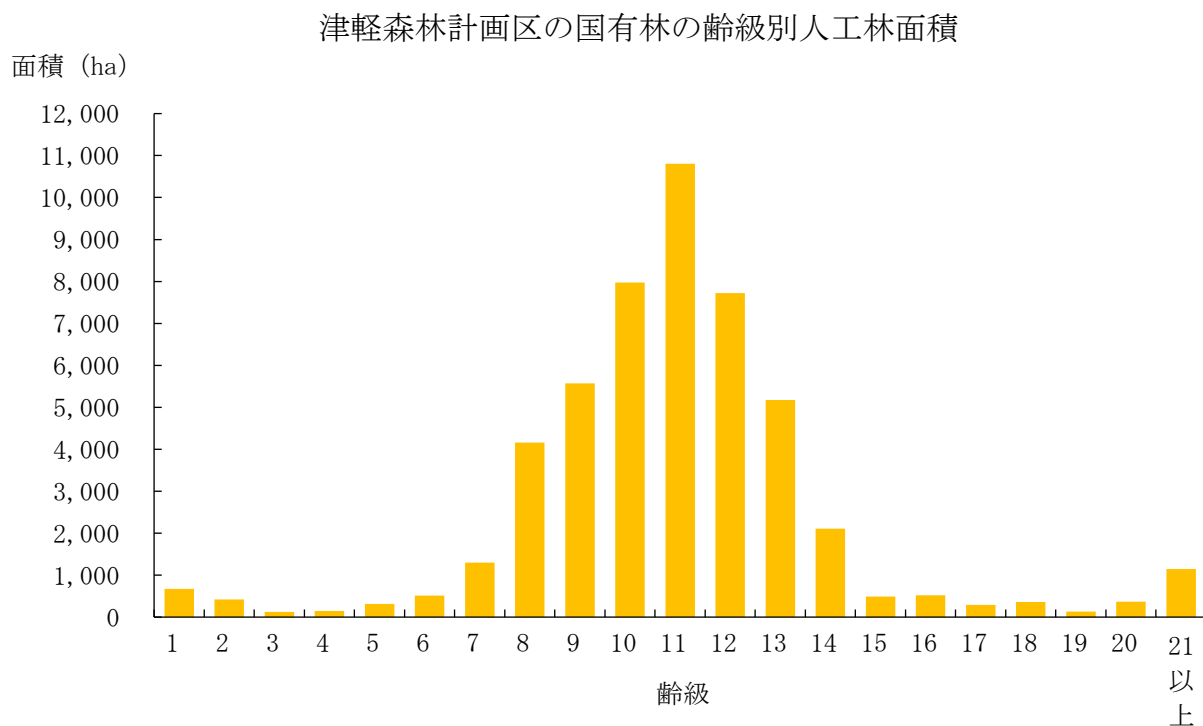


図 津軽森林計画区の国有林の齢級別人工林面積

(注 齢級は、林齢を 5 年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を 1 年生として、1～5 年生を「1 齢級」と数える)

イ 天然林

天然林面積は 100 千 ha で、立木地面積の 66%を占め、ヒバ林及びブナを主体とする広葉樹林が多い。

また、八甲田山系の櫛ヶ峰の標高 900m 以上にはコメツガと混交するアオモリトドマツ林があるほか、鰯ヶ沢町の矢倉山国有林には、天然生スギの北限といわれる矢倉スギがある。

3 社会経済的背景

(1) 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は 335 千 ha で青森県の県土面積の 35%を占めている。土地利用状況は、森林が 212 千 ha で本計画区面積の 63%を占め、農地が 20% (水田 12%)、その他が 16%となっている。

(2) 地域産業の概要

本森林計画区の就業者総数は 207 千人で、その産業別の割合は第 1 次産業が 19%、第 2 次

産業が 19%、第 3 次産業が 58%である。

総生産額は約 1 兆 2 千億円で、その産業別の割合は第 1 次産業が 6 %、第 2 次産業が 18%、第 3 次産業が 76%である。

なお、第 1 次産業に占める林業の割合は、就業者数で 1 %、生産額では 1 %となっている。

(3) 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は 159 千 ha で、計画区内の土地面積 335 千 ha の 47%、森林面積 212 千 ha の 75%を占めている。

青森県内にある 4 森林計画区の中で、国有林面積が最も大きい地域である。本森林計画区の国有林の 88%が保安林に指定されており、水源涵養^{かん}や土砂流出防備等に重要な役割を果たしている。

本森林計画区の中央に広がる津軽平野の水源として役割を果たしているほか、白神山地世界遺産地域や十和田八幡平国立公園、津軽国定公園など、優れた自然環境、森林景観を有する地域や、森林レクリエーションに適した地域も多く、国民の憩いの場として国有林が広く活用されている。

また、本森林計画区は日本三大美林の一つに数えられる青森ヒバの生育地であり、かつてヒバが生育していたスギ等の人工林において、主に天然更新によりヒバを主体とする林分へ誘導する取組が推進されている。



【岩木山 大森勝山遺跡（弘前市）】

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年（平成29年度～令和3年度）の実行結果の概要は、次のとおりである（令和3年度は実行予定を計上している）。

伐採立木材積のうち主伐については、分収林の入札不調や分収林契約相手の意向による伐期の延長に伴い実施箇所が減少し、計画を下回る実績となった。

間伐については、おおむね計画どおりの実績となった。

人工造林については、予定していた分収林の入札不調や伐期延長により、更新発生箇所が減少し計画を下回る実績となった。

天然更新については、薪炭共用林の伐採取りやめや更新の完了が第6次計画に持ち越しになったことにより、計画を下回る実績となった。

林道等の開設については、森林整備に必要な路網を計画したが、融雪や豪雨等による被災箇所の改良を優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

治山事業については、緊急性・重要性の高い被災箇所の復旧を優先したこと及び既設地すべり防止施設の機能強化を優先したこと等により、計画を下回る実績となった。

○ 前計画の前半5ヵ年の実行結果の概要

	計 画	実 行
伐採立木材積	1,304 千 m ³	1,161 千 m ³ (89)
主伐	575 千 m ³	422 千 m ³ (73)
間伐	730 千 m ³	739 千 m ³ (101)
間伐面積	14 千 ha	6 千 ha(40)
造林面積	2,495 ha	913 ha(37)
人工造林	1,454 ha	615 ha(42)
天然更新	1,041 ha	297 ha(29)
林道等の開設又は拡張	開設：44.3km 拡張：－	開設：12.6km(28) 拡張：0.7km
保安林等の整備	指定：－ha 解除：0 ha	指定：－ 解除：2 ha
水源かん養	指定：－ha 解除：0 ha	指定：－ 解除：1 ha
災害防備	指定：－ha 解除：－ ha	指定：－ 解除：－ ha
保健、風致の保存等	指定：－ha 解除：－ ha	指定：－ 解除：0 ha
治山事業	165 地区	12 地区

注1 （ ）内の数値は計画量に対する実行量の割合（％）である。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注3 「－」は該当なし。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指していく。

本計画においては、このような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。

なお、計画の樹立に当たっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特徴及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林面積は下表のとおりである。

○ 市町村別面積

単位 面積：ha

市 町 村	面 積	備 考
総数	158,638.21	
弘前市	14,978.97	津軽森林管理署
黒石市	8,835.26	〃
平川市	20,247.19	〃
鱒ヶ沢町	19,225.32	〃
深浦町	37,036.65	〃
西目屋村	20,365.10	〃
大鰐町	7,676.61	〃
五所川原市	15,777.99	津軽森林管理署金木支署
つがる市	922.01	〃
中泊町	13,573.11	〃

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局計画課、津軽森林管理署及び金木支署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業その他経済活動の基盤となる安定的

な水資源の確保に資するよう、全域で水源涵養機能^{かん}の維持増進を図る。そのため、適切な間伐等の実施や適確な更新を確保するとともに、花粉発生源対策を推進するほか、天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林状態を維持する。地質的にぜい弱な地域等においては、特に山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮した森林整備や地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進する。さらに、海岸林は、防風、防潮等に配慮した森林整備を推進する。

また、本森林計画区の国有林は、原生的な天然林、地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物が生育・生息する森林も多い。加えて、白神山地世界遺産地域や十和田八幡平国立公園、津軽国定公園等、勝れた自然環境、森林景観を有する地域も多く、登山等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用されており、このような森林においては、特に生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能の維持増進に配慮して整備・保全していく。

併せて、木材等生産機能については、上記の適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう、計画的に供給することにより発揮する。

以上の目標の実現を図るに当たり、森林の有する各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(水源涵養機能^{かん})

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。



【不動の滝（五所川原市）】

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。



【後長根沢（弘前市）】

(快適環境形成機能)

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。



(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、国民に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。



【眺望山自然休養林（五所川原市）】

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。



【津軽中里自然観察教育林（中泊町）】

(生物多様性保全機能)

全ての森林が発揮されるものであるが、属地的に発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林及び陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。



【白神山地森林生態系保護地域（深浦町）】

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が多い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。



【集運材作業（五所川原市）】

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等に配慮する。

また、森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林 GIS の効果的な活用を図る。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下表のとおり定める。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha、蓄積：m³/ha

		現 況	計画期末
面積	育成単層林 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為 _{※1} により成立させ維持される森林	50,200.94	48,820.05
	育成複層林 森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層 _{※2} を構成する森林として人為により成立させ維持される森林	6,182.33	7,008.33
	天然生林 _{※3} 主として天然力 _{※4} を活用することにより成立させ維持される森林	93,708.34	93,149.72
森林蓄積 (ha 当たり)		177.79	186.22

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※3 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

※4 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

2 その他必要な事項

(1) 溪畔周辺の整備・保全

溪流沿いや湖沼の周囲等溪畔周辺は、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献し、水系への土砂流出の抑制等公益的機能の発揮上重要な役割を果たしていることから、溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性の確保に努める。

第3 森林の整備に関する事項

森林施業に当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。さらに森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案しつつ、以下を標準的な方法として実施する。

なお、伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、土壤等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採地との連たん等を十分考慮する。特に林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等について林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、伐採の適否、伐採方法及び搬出方法を決定する。

ア 育成単層林施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

（ア）主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下（法令等による伐採面積の上限が5ha以下で指定されている場合にあってはその制限の範囲内）とする。ただし、分収林等の契約に基づく森林は契約内容による。また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

（イ）主伐の時期については、立木の標準伐期齢以上とし、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、適切な林齢で伐採する。

また、伐期の長期化を行う場合は、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超

える林齢において主伐を行う。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮する。

イ 育成複層林施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行う。また、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。

(ア) 複層伐による場合は、伐採率、伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。

(イ) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間による。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮する。

ウ 天然生林施業を行う森林

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐に当たっては、イの(イ)及び(ウ)の留意事項による。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として下表のとおり定める。

単位 林齢：年

地 区	樹 種				
	針葉樹				広葉樹
	スギ	アカマツ・クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	
全 域	45	40	40	55	30

注 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定め、保安林の伐採規制等に用いられる。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 地拵

林地の保護及び地力の維持を図るため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じ、地拵を行わないことも考慮に入れつつ、適切な作業方法により効率的な実施に努める。

アカマツ、ヒバ等の有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していく。

(イ) 植付

気象条件及び苗木の生理に十分配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期適作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待できるよう実施する。

なお、乾燥に強く、植栽功程を削減できる等の特性を持つコンテナ苗及び花粉症対策苗を優先して使用する。

(ウ) 植栽本数

人工造林における植栽本数は、下表を目安とするが、地位等の立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整するほか、効率的な施業実施の観点からも、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、もって人工造林の低コスト化に努める。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

なお、複層林施業については、上記の本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数とする。

単位：本/ha

樹 種	植栽本数
ス ギ	2,000～3,000
カラマツ	1,500～2,500
ヒ ノ キ	2,500～3,000
ヒ バ	1,500～3,000

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の成育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、ヒバ、アカマツ、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林は、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行う。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、刈出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずる。

(ア) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。

(イ) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。

(ウ) 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

(3) その他必要な事項

主伐後の着実な再生林を図るため、上記のほか、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、成長に優れた苗木の採用等により効率的な森林施業を推進する。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐の方法

間伐の方法は、列状間伐又は単木的に選木を行う定性間伐とするが、間伐の効率性や作業の安全性を考慮し、原則として列状間伐による。

イ 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木の樹高がおおむね 9 m、かつ収量比数がスギで 0.60 以上、アカマツで 0.70 以上、カラマツで 0.65 以上とする。

ただし、林分状況や近隣林分の間伐の実施状況等を踏まえ、間伐を実施することが適当と判断される場合は、これらの目安に満たない林分においても、間伐の実施について考慮する。

ウ 間伐の繰り返し期間

間伐の繰り返し期間の目安は、おおむね 10 年（ただし、カラマツにあっては 8 年）とするが、経過年数のみで判断せず、林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に及ぼす期間を考慮して決定する。

エ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね 10 年前（ただし、カラマツにあっては 8 年前）とする。

オ 間伐率

材積間伐率は 35%を超えないものとする。

なお、保安林指定施業要件等、法令により間伐率に制限が定められている場合は、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施に当たっては画一性を排し、造林木の生育状況等現地の実態に即した効果的な作業の時期、回数、方法、施業の省力化等を十分検討の上、適切に行う。

ア 作業方法

(ア) 下刈

造林木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法（全刈り、筋刈り、坪刈り等）を採用し、効率的な作業を行う。下刈は造林木の高さが雑草木の高さに満たない場合に実施し、造林木の高さが雑草木と同等以上の場合には作業を見合わせる。下刈終期の目安は樹種、植生の種類によって異なるが、造林木の高さが雑草木の高さを上回り、以降造林木の生育に支障がなくなつたと認められる時期とする。

(イ) つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施する。なお、つる類、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に行う。

(ウ) 除伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び将来成育の見込みのない形質不良な造林木の除去を目的として行う。

豪雪地帯においては、雪害の危険があるので造林木と侵入木の相互の配置状況を考慮し急激な疎開は避ける。

イ 作業時期

作業別の作業時期の目安は下表のとおりとする。

樹種	作業別	保育作業計画（年）														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	←→														
	つる切・除伐						←→									
アカマツ	下刈	←→														
	つる切・除伐						←→									
カラマツ	下刈	←→														
	つる切・除伐						←→									

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、以下の考え方に従い、別表1（p.49 参照）のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

(イ) 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本として、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林に関する自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施

業を推進する。

- ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法
当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じて森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択する。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、「(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」を踏まえ、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）する。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。

また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

	路線数	延長
基幹路網	252	1058
うち林業専用道を含む路線	32	45

注1 基幹路網は自動車道、軽車道の計である。

注2 現状については、令和2年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を推進するとともに、効率的な森林施業に資するため、下表に示す路網密度を目安に森林作業道と一体となった路網整備を一層推進する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0° ～15° ）	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地（15° ～30° ）	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地（30° ～35° ）	車両系作業システム	60 〈50〉 以上	15 以上
	架線系作業システム	20 〈15〉 以上	15 以上
急 峻 地（35° ～ ）	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注3 「急傾斜地」の〈〉は、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に選択する。特に地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線にするなど十分配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

(4) その他必要な事項

林道等の開設に当たっては、民有林と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努める。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業の推進を図る上で、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有し、適切な生産管理に取り組むなど経営感覚に優れた林業事業体の育成・強化が重要である。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の経営基盤の強化を図るとともに、これらを通じて優れた林業労働者の確保に資する。

ア 事業の計画的・安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への契約時における労働安全衛生対策に関する法令等遵守の指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保しうよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、高性能林業機械を活用した作業システムへの移行は着実に広まりつつあるが、労働生産性の向上、生産コストのさらなる縮減等に向けて、普及定着の強化に努めていく必要がある。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供、生産性向上モデル事業等に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械導入の促進に寄与するよう努める。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した木材製品を供給し得る体制の確立に民有林と連携しながら取り組む。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林野事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域 (林班)			
総 数		140,050.15	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
弘 前 市	6～8, 11～23, 25～46, 309, 310, 312, 313, 315～337, 341～374, 376～407	13,508.03		
黒 石 市	1001～1009, 1012～1047	8,770.88		
五所川原市	1～22, 27～32, 35, 39～43, 45～67, 69, 71～82, 84～95, 101～118, 120～130, 132～147, 149～153, 503～531, 535, 539～552, 555, 556, 559, 560, 563～575, 579	13,435.08		
平 川 市	701～746, 748～802, 1048～1073, 1075～1117 (石)2, (岩)3	20,152.73		
鰯ヶ沢町	1～3, 9, 10, 24, 2030～2071, 2074, 2075, 2077, 2084～2090	15,105.88		
深 浦 町	2003～2006, 2008～2017, 2021～2028, 3001～3018, 3020～3028, 3030～3064, 3067～3083, 3085～3107, 3109～3122	30,274.15		
西目屋村	101～144, 146～197, 199～203	20,144.92		
大 鰯 町	502～508, 510～512, 515～518, 520, 522～540, 543～546, 550～598 (駒)12, (長)13, (石)14, (大)15	7,527.31		

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域 (林班)			
中 泊 町	201～204, 206～225, 227, 228, 232～236, 238, 301～305, 307～312, 314～320, 322～327, 329～338, 343～370, 580, 583～594, 597～636, 778～783		1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	

注 () 書きは官行造林地で契約者等名称は下記のとおり

(石) : 平川市石郷財産区、(岩) : 平川市岩館財産区、(大) : 平川市大坊財産区、
(駒) : 大鰐町駒木財産区、(長) : 大鰐町長峰生産森林組合

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、地形及び地質等の条件、土地の形質変更の目的及び内容を勘案して、実施地区の選定を行う。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は、排水施設等を設ける。また、その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

本森林計画区における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として適切に管理・保全していく。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行う。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養^{かん}、災害の防備の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定する。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行う。

- ア 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制
- イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化
- ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減
- エ 海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整、標識の設置、巡視及び指導の徹底を適正に行う。また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

該当なし。

(2) その他必要な事項

該当なし。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行う。

松くい虫被害は国有林では少ないものの、被害抑制のための健全な松林の整備と関係機関と連携した巡視等の一層の推進を図る。なお、被害の状況等に応じ、被害箇所の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他樹種への転換についても考慮する。

また、ナラ枯れ被害についても関係機関と連携し情報共有するとともに、重点的な巡視を行い早期発見に努め、適切な防除対策の推進を図る。

(2) 鳥獣被害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

鳥獣害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害の把握に努め、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進する。

特に、ニホンジカについては近年その生息域が拡大しており、当局津軽白神森林生態系保全センターから白神山地周辺地域における中・大型哺乳類調査で確認が報告され、今後の生息数拡大が懸念されている。

今後、森林の有する公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体との連携を図りつつ、現地調査等による森林のモニタリングを進め、必要に応じて、幼齢木保護具の設置や防護柵の設置等、植栽木保護の措置又はわな（くくりわな等によるものをいう。）等の捕獲による被害防止対策に取り組む。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地元住民、地方公共団体、ボランティア等との連携を図り、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施する。

(4) その他必要な事項

国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるため、森林の面積、管理状況等を勘案して、林内歩道等の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行う。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千 m^3

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,859 (936)	1,636 (936)	223 (0)	332 (899)	185 (899)	147 (0)	1,526 (36)	1,451 (36)	76 (0)
前半5カ年の計画量	946 (591)	775 (591)	170 (0)	162 (574)	68 (574)	95 (0)	783 (17)	708 (17)	76 (0)

注1 各区分、下段の(0)内が契約に基づく伐採材積、上段がそれ以外の伐採材積を表す。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	29,263
前半5カ年の計画量	14,753

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総 数	3,094	1,751
前半5カ年の計画面積	1,247	692

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対 図 番 号	備考
開設	自動車道	幹線	黒石市 小計	蛭貝沢林道	2.0	119	○	1	
				1 路線	2.0				
			深浦町 小計	鷺木沢林道	1.2	102	○	2	
				1 路線	1.2				
			西目屋村 小計	大秋平沢林道	1.8	113	○	3	
				1 路線	1.8				
		林業 専用 道	黒石市 小計	北ノ沢林道	1.0	185	○	4	
				上森合林道	4.0	372		5	
				厚目内林道	1.5	129		6	
				3 路線	6.5				
			五所川原市 小計	川倉林道支線	1.8	51	○	7	
				重兵衛沢林道	1.0	59	○	8	
				舟打沢林道	1.8	214	○	9	
				火事ノ沢林道	0.8	43	○	10	
				椰子沢林道	0.9	103	○	11	
				東多々良林道	6.3	315	○	12	
				長山林道	0.8	43	○	13	
				股木沢林道	1.2	104		14	
				権太郎沢林道	1.6	151		15	
				長根越林道	1.1	58		16	
				山王坊林道支線	1.5	110		17	
				11 路線	18.9				
			鯉ヶ沢町 小計	赤倉沢林道	3.6	495	○	18	うち 1.8km 後期
				玉坂林道	1.8	154	○	19	
				東中の川越林道	1.2	120		20	
				3 路線	6.6				
			大鰯町 小計	北松山沢林道	0.6	58	○	21	
				尾ノ沢林道	1.2	62		22	
				大戸屋沢林道	0.9	69		23	
				3 路線	2.7				
			中泊町 小計	桐ノ木沢林道	1.6	57	○	24	
				宮田林道	1.0	88	○	25	
				2 路線	2.6				
合計				25 路線	42.3				
前半5カ年の計画量				16 路線	26.3				

単位 延長：km 面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対 図 番 号	備考
拡張	自動車道 (改良)	幹線	弘前市	中村川林道	0.1		○		
				1 路線	0.1				
			五所川原市	小田川林道	0.4		○		
				金木山林道	0.1		○		
				喜良市川林道	0.0		○		
				四ツ滝林道	0.0		○		
				小計	4 路線	0.5			
			鱒ヶ沢町	中の川林道	0.0		○		
				清水淵林道	0.0		○		
				小計	2 路線	0.1			
			深浦町	飯森山林道	0.1		○		
				小計	1 路線	0.1			
			西目屋村	大秋川林道	0.0		○		
				小計	1 路線	0.0			
			大鰯町	島田林道	0.1		○		
				小計	1 路線	0.1			
			中泊町	薄市林道	0.0		○		
				内潟林道	0.1		○		
				尾別林道	0.0		○		
				今泉母沢林道	0.0		○		
				増泊林道	0.0				
				小計	5 路線	0.1			
		林道	弘前市	藍内林道	0.0		○		
				小計	1 路線	0.0			
			五所川原市	浦ヶ沢林道	0.1		○		
				東多々良林道	0.1		○		
				金兵エ林道	0.1		○		
				大典沢林道	0.1		○		
				喜良市川林道	0.0				
				栃ノ木林道	0.0				
				大導寺林道	0.0				
				石の塔林道	0.0				
				ナメタラ沢林道	0.0				
				小計	9 路線	0.4			
			深浦町	寺の沢林道	0.1		○		
				吾妻川林道	0.2		○		
				泥の沢林道	0.1		○		
				小計	3 路線	0.4			

単位 延長：km 面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対 図 番 号	備考
			中泊町	馬坂林道	0.1		○		
				金平林道	0.1		○		
				田の沢林道	0.0		○		
				青岩林道	0.0				
				樽木沢林道	0.0				
			小計	5 路線	0.2				
合計				33 路線	2.0				
	前半5カ年の計画量			25 路線	1.8				

注1 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注2 「0.0」は0.05km未満。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5ヵ年の 計画面積	
総数（実面積）	139,894.03	139,894.03	
水源涵養のための保安林	117,314.29	117,314.29	
災害防備のための保安林	21,203.19	21,203.19	
保健、風致の保存等のための保安林	3,478.75	3,478.75	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に合致しない。

② 計画期間内において保安の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当なし。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市 町 村	区 域 (林 班)		前半5カ年の計画		
弘 前 市	27～31, 37, 38, 44, 45, 319, 321, 334, 335, 344, 345, 357, 372, 375, 386, 391, 395	21	13	溪間工 山腹工 地すべり防止	
黒 石 市	1007, 1018, 1019, 1027, 1029, 1037, 1038, 1047	8	3	溪間工 山腹工 地すべり防止	
五所川原市	2, 6, 7, 9～13, 23, 24, 28, 30, 35, 36, 38～41, 44, 45, 53, 56～59, 61, 62, 66, 67, 72, 77～80, 85, 88, 89, 91, 93, 101～103, 107, 108, 122, 126, 127, 133, 134, 142, 144, 146, 152, 513, 514, 527, 547, 558, 559, 577	45	30	溪間工 山腹工	
つがる市	418, 422, 426	3	3	防潮工 森林造成	
平 川 市	701, 702, 704, 706～708, 712, 714～716, 725, 727, 729, 732, 740, 741, 750, 766, 771, 772, 780, 788, 790, 1048, 1049, 1054, 1071, 1079, 1087, 1088, 1097, 1106, 1107	33	19	溪間工 山腹工	
鱒ヶ沢町	2036, 2045～2047, 2049, 2057, 2060, 2065, 2066	9	5	溪間工 山腹工	
深 浦 町	2010, 2012, 3007, 3010, 3011, 3029, 3033, 3036, 3038, 3070, 3075, 3082, 3097, 3104, 3105, 3107, 3111	17	9	溪間工 山腹工	
西目屋村	106, 108, 109, 112, 114, 116, 118～121, 123, 124, 127, 128, 130～132, 134～136, 142, 143, 165, 169, 174, 177, 178, 184, 185, 187, 189, 199, 200, 202, 203	35	12	溪間工 山腹工 地すべり防止	

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域 (林 班)		前半5カ年の計画		
大 鰐 町	503, 504, 510, 511, 518, 520, 535, 537~539, 551, 552, 555, 568, 569, 571 ~573, 580, 581, 583, 587, 592, 593, 596	25	11	溪間工 山腹工	
中 泊 町	202, 203, 208, 218, 220, 228, 234, 235, 302, 303, 307, 308, 316, 317, 320, 323, 347, 367~369, 580, 600, 635, 780, 783	20	10	溪間工 山腹工	
合 計		216	115		

第6 その他必要な事項

○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面積	施業 方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
水かん	弘 前 市	11～19, 25～45, 309, 310, 312, 313, 315～337, 341～374, 376～407	11,588.07	別 紙 1 の と お り	砂 指 178.79 定特2 41.07 定特3 2,230.07
		1001～1009, 1012～1023, 1026～1047	7,769.26		砂 指 33.79 国特2 253.96 県特1 22.02 県特2 21.51 県特3 311.74
	五所川原市	3～7, 22, 27～32, 35, 43, 45～62, 69, 75～82, 91～95, 101～103, 107, 108, 114, 116, 117, 122～130, 132～141, 143～147, 150, 151, 153, 503～505, 508～524, 539～546, 548, 549, 551, 552, 555, 556, 559, 560, 563～575	8,101.18		保 健 93.30 県史跡 0.01
	平 川 市	701～746, 748～802, 1048～1054, 1085～1088, 1090, 1097～1102, 1106～1117 (石)2, (岩)3	12,229.22		砂 指 220.47 県特1 21.82 県特2 210.09 県特3 791.63
	鰯ヶ沢町	2, 3, 9, 10, 2030, 2032～2037, 2039～2044, 2047～2064, 2067～2070, 2084～2090	13,464.55		県特1 199.54 県特2 834.77 県特3 1,126.93 自環野 3,468.60 県環特 92.51
	深 浦 町	2005, 2006, 2008～2017, 2021～2027, 3001～3018, 3020～3024, 3030～3032, 3034～3062, 3064, 3067～3070, 3072～3076, 3079, 3081, 3087～3106, 3109～3122	27,997.86		砂 指 17.38 定特保 531.43 定特2 615.26 定特3 3,699.70 自環野 2,411.36
	西目屋村	101～144, 146～183, 185～197, 199～203	19,957.79		砂 指 58.80 県特1 287.19 県特2 788.94 県特3 381.48 自環野 1,498.32 県環特 271.06
	大 鰯 町	502～508, 510～512, 515～518, 520, 522～540, 543～546, 550～565, 568～598, (駒)12, (長)13, (石)14, (大)15	7,263.46		砂 指 126.15 県特1 23.88 県特3 767.68

単位 面積 : ha

種類	森 林 の 所 在		面積	施業 方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
水かん	中 泊 町	201～204, 206～214, 216～218, 220～222, 225, 227, 228, 232～236, 301～305, 307～310, 312, 315, 326, 327, 329, 330, 332～334, 336～338, 343～370, 583～590, 592, 594, 597～634	8,942.90	別 紙 1 の と お り	砂 指 8.28 定特保 221.21 定特2 20.13 定特3 805.75 鳥保特 221.21
	小 計		117,314.29		
土 流	弘 前 市	26～35, 37～42, 44～46	1,753.56		砂 指 1.00 定特保 487.04 定特1 1,227.39 定特3 39.13 鳥保特 487.04
	黒 石 市	1012～1014, 1020～1022, 1024, 1025, 1036, 1042～1044	902.40		保 健 513.63 砂 指 17.58 国特保 513.63 国特2 300.05 県特1 86.02 県特3 2.70
	五所川原市	1, 2, 8～21, 39～42, 63～67, 71～74, 77, 79, 84～90, 104～106, 109～113, 115, 142, 152, 505～509, 511, 520, 525～531, 535, 542, 546, 547, 550, 569, 574, 575	4,724.83		保 健 53.70 砂 指 0.50 県環特 81.69
	平 川 市	1055～1073, 1075～1084, 1086, 1087, 1089～1096, 1103～1105	7,693.29		保 健 1,441.57 砂 指 76.46 国特保 1,120.58 国特1 25.42 国特2 1,940.75 国特3 45.18 鳥保特 1,064.00
	鰯ヶ沢町	2030, 2035～2039, 2042, 2046, 2048, 2055～2058, 2074, 2075, 2077	1,313.03		定特1 36.50 県特1 194.51 県特2 71.27 県特3 100.45
	深 浦 町	2003, 2013, 2021, 2028, 3025～3028, 3033, 3077, 3078, 3080, 3090, 3096, 3103, 3107	1,637.32		砂 指 42.30 定特2 128.99 定特3 596.26
	大 鰯 町	566～568, 583	175.05		県特3 32.60
	中 泊 町	209～212, 215～217, 301, 302, 307, 311, 314, 316～320, 322～325, 331, 332, 335, 336, 591, 593, 606, 610	1,611.69		県環特 12.75
	小 計		19,811.17		

単位 面積 : ha

種類	森 林 の 所 在		面積	施業 方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区 域 (林 班)				
土 崩	五所川原市	579	52.35	別紙 1の とおり	定特1	52.35
	平 川 市	1088	37.49		砂 指	0.44
	西目屋村	130, 135, 136, 143	38.46		国特2	37.49
	中 泊 町	580, 594, 635, 636	109.77			
					定特保	37.57
					定特1	60.07
防 風	小 計		238.07		定特2	9.45
					鳥保特	22.10
	五所川原市	501, 638, 639	158.23			
	つがる市	402, 410, 413, 418, 422, 426, 430, 434, 437, 442, 443, 446, 448	918.55		定特2	158.23
	小計		1,076.78		特母樹	5.35
					定特2	420.69
干 害	深 浦 町	3013, 3061	25.42		定特3	497.86
	中 泊 町	238	51.75			
	小 計		77.17			
保 健	黒 石 市	1024, 1025	513.63		土 流	513.63
					国特保	513.63
	五所川原市	8~13, 16, 17, 19, 20, 104, 106~110, 113, 115, 118, 121, 122, 144, 145, 147, 148	383.81		水かん	93.30
	平 川 市	1063, 1069, 1070, 1079, 1080, 1082~1084	1,441.57		土 流	53.70
					砂 指	27.93
	深 浦 町	3082~3084	687.62		土 流	1,441.57
					砂 指	17.66
	中 泊 町	778~783	452.12		国特保	678.10
計 (実面積)	小 計		3,478.75		国特2	579.85
					鳥保特	621.52
			139,894.03			

単位 面積 : ha

種類	森 林 の 所 在		面積	施業 方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区 域 (林 班)				
砂 指	弘 前 市	27, 32, 33, 309, 310, 312, 316~318, 320, 322, 324~326, 334~337, 342, 348~353, 356~358, 378~380, 385, 386, 392~395, 398, 401~403	196.65	別 紙 3 の と お り	水かん	178.79
					土 流	1.00
					定特1	1.00
					定特3	14.17
	黒 石 市	1008, 1016~1019, 1036, 1039~1044	52.52		水かん	33.79
					土 流	17.58
					県特1	21.04
	五所川原市	43, 45~47, 55, 60, 62, 64, 67, 89, 104~106, 109~118, 120~122, 149, 503~505, 514~517, 521, 522, 528, 529, 535, 539, 543, 547, 548, 551, 563~568, 571~574	336.00		土 流	0.50
					保 健	27.93
計	平 川 市	704, 708~712, 715, 717, 719, 720, 722~724, 727~729, 731, 732, 735~737, 742, 743, 750, 751, 761, 779~781, 795, 1049~1051, 1055~1058, 1064, 1078, 1080~1084, 1088~1090, 1097~1102, 1106, 1109, 1110, 1113, 1114, 1116	313.86		水かん	220.47
					土 流	76.46
	鯉ヶ沢町	2031~2034, 2036~2039, 2047, 2048, 2053~2056, 2065	102.65		土 崩	0.44
					保 健	17.66
	深 浦 町	2012~2014, 2023, 2024, 3009~3011, 3022, 3023, 3031~3033, 3035~3046, 3048, 3050, 3054, 3056~3058, 3061~3063, 3070~3072, 3074~3078, 3082, 3083, 3090, 3095~3098, 3100, 3101, 3109, 3110, 3119	421.75		国特2	18.23
					県特2	2.82
	西目屋村	101, 103, 108~110, 112, 113, 116, 121, 123, 124, 147~149, 157~160, 191~195, 200, 203	66.37		県特3	12.55
					県特2	59.15
	大 鰐 町	502~508, 510, 515~517, 522~528, 533~537, 539, 544, 582, 592, 593	134.60		水かん	17.38
					土 流	42.30
計	中 泊 町	219, 221~224, 302, 304, 309, 312, 314, 315, 317, 320, 326, 327, 330, 351, 352, 369, 370, 588~590, 592, 594	71.16		保 健	5.69
					定特1	0.82
	計				定特2	53.21
					定特3	52.34
	計				水かん	58.80
					県特3	126.15
	計				1.28	
					水かん	8.28
					定特3	0.28
	計		1,695.56			

単位 面積 : ha

種類	森 林 の 所 在		面積	施業 方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区 域 (林 班)				
国特保		1024, 1025	513.63	別紙2のとおり	土 流	513.63
	黒 石 市				保 健	513.63
		1063, 1066, 1068～1070	1,120.58		土 流	1,120.58
	平 川 市				保 健	678.10
					鳥保特	1,064.00
	小 計		1,634.21			
国特1	平 川 市	1095, 1096	25.42		土 流	25.42
	小 計		25.42			
国特2	黒 石 市	1012～1014, 1020～1023, 1041～1044	561.41		水かん	253.96
					土 流	300.05
		1062, 1063, 1065～1068, 1072, 1075～1084, 1088, 1089, 1095, 1096	1,998.25		土 流	1,940.75
	平 川 市				土 崩	37.49
					保 健	579.85
					砂防	18.23
	小 計		2,559.66			
国特3	平 川 市	1089, 1091, 1093, 1096	45.18		土 流	45.18
	小 計		45.18			
計			4,264.47			
定特保	弘 前 市	27～35, 37, 38, 41, 42, 44～46	487.76		土 流	487.04
					鳥保特	487.76
	深 浦 町	3089, 3091, 3092, 3099, 3109, 3111, 3113, 3120, 3121	531.43		水かん	531.43
	中 泊 町	632～634, 636, 775～777	510.24		水かん	221.21
					土 崩	37.57
					鳥保特	493.40
	小 計		1,529.43			
定特1	弘 前 市	26～35, 37～42, 44～46	1,244.22		土 流	1,227.39
					砂 指	1.00
	五所川原市	579	52.39		土 崩	52.35
	鰯ヶ沢町	2074, 2075, 2077	36.50		土 流	36.50
	深 浦 町	3082, 3084	274.23		保 健	261.96
					砂 指	0.82
	中 泊 町	580, 635, 636	122.67		土 崩	60.07
	小 計		1,730.01			
定特2	弘 前 市	25	47.97		水かん	41.07
	五所川原市	501, 638, 639	177.93		防 風 特母樹	158.23 5.35

単位 面積 : ha

種類	森 林 の 所 在		面積	施業 方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
定特2	つがる市	402, 410, 413, 418, 422, 426, 430, 434, 437, 442, 443, 446, 448	421.26	別紙 2の とおり	防 風	420.69
	深 浦 町	3074, 3076～3079, 3082～3084, 3086～3089, 3091, 3092, 3109, 3110, 3112, 3113, 3119, 3120	1,237.61		水かん 土 流 保 健 砂 指	615.26 128.99 415.59 53.21
	中 泊 町	594, 601, 602, 607, 609, 611, 614, 616～618, 620, 626, 628, 629, 631, 780, 783	354.59		水かん 土 崩 保 健	20.13 9.45 154.34
	小 計		2,239.36			
定特3	弘 前 市	25～46	2,331.29		水かん 土 流 砂 指	2,230.07 39.13 14.17
	つがる市	402, 410, 413, 418, 422, 426, 430, 434, 437, 442, 443, 446	500.75		防 風	497.86
	鰺ヶ沢町	2074～2079	1,498.85			
	深 浦 町	3045, 3070～3081, 3083～3091, 3109～3113, 3119	5,328.01		水かん 土 流 保 健 砂 指	3,699.70 596.26 10.07 52.34
	中 泊 町	592, 594～596, 608, 609, 612, 613, 615, 617～627, 629～631, 635, 636, 778, 779, 781, 782	1,483.63		水かん 保 健 砂 指	805.75 297.78 0.28
	小 計		11,142.53			
計			16,641.33			
県特1	弘 前 市	22	5.50			
	黒 石 市	1036	108.94		水かん 土 流 砂 指	22.02 86.02 21.04
	平 川 市	725, 727	23.41		水かん	21.82
	鰺ヶ沢町	2038, 2043, 2053～2055, 2062	426.16		水かん 土 流	199.54 194.51
	西目屋村	169～173	287.19		水かん	287.19
	大 鰐 町	565	23.88		水かん	23.88
	小計		875.08			

単位 面積 : ha

種類	森 林 の 所 在		面積	施業 方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区 域 (林 班)				
県特2	黒 石 市	1028	22.00	別 紙 2 の と お り	水かん	21.51
	平 川 市	728～730, 741, 778, 779, 788	231.58		水かん	210.09
					砂 指	2.82
	鰻ヶ沢町	2036～2043, 2053～2061	1,081.42		水かん	834.77
					土 流	71.27
					砂 指	59.15
	西目屋村	162～166, 169～174, 180, 181	792.46		水かん	788.94
県特3	大 鰻 町	572, 586	33.36		特母樹	17.49
	小 計		2,160.82			
	弘 前 市	22	58.85			
	黒 石 市	1028, 1036, 1037	323.96		水かん	311.74
					土 流	2.70
	平 川 市	724, 725, 727～731, 778, 779, 786, 788, 795 (新)1, (尾)7, 8	832.28		水かん	791.63
					砂 指	12.55
自環特	鰻ヶ沢町	2038, 2042, 2043, 2053～2056, 2061, 2062	1,257.45		水かん	1,126.93
					土 流	100.45
	西目屋村	165, 166, 169, 171, 174, 180, 181	382.37		水かん	381.48
	大 鰻 町	565, 569～572, 581～586	819.43		水かん	767.68
					土 流	32.60
					砂 指	1.28
	小 計		3,674.34			
計			6,710.24			
自環特	鰻ヶ沢町	2044, 2063, 2064, 2084～2087, 2089, 2090	3,468.60	別 紙 3 の と お り	水かん	3,468.60
	深 浦 町	3115～3118, 3120～3122	2,411.36		水かん	2,411.36
	西目屋村	152, 154, 155, 167, 168, 170, 171	1,498.32		水かん	1,498.32
計			7,378.28			
県環特	五所川原市	542, 546, 569, 574, 575	81.69		土 流	81.69
	鰻ヶ沢町	2048, 2051	92.51		水かん	92.51
	西目屋村	120, 121, 131～133	271.10		水かん	271.06
	中 泊 町	606, 610	12.75		土 流	12.75
計			458.05			

単位 面積 : ha

種類	森 林 の 所 在		面積	施業 方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区 域 (林 班)				
鳥保特	弘前市	27～35, 37, 38, 41, 42, 44～46	487.76	別 紙 3 の と お り	土 流	487.04
					定特保	487.76
	平川市	1066, 1068～1070	1,064.00		土 流	1,064.00
					保 健	621.52
					国特保	1,064.00
	中泊町	632～634, 636, 775～777	493.40		水かん	221.21
					土 崩	22.10
					定特保	493.40
計			2045.16			
特母樹	五所川原市	638	5.35		防 風	5.35
					定特2	5.35
	鱒ヶ沢町	2045	1.75			
	大鰐町	586	17.49		県特2	17.49
計			24.59			
県史跡	五所川原市	30	0.01		水かん	0.01
計			0.01			

注1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林	定特保＝国立公園特別保護地区
土 流＝土砂流出防備保安林	定特1＝国立公園第1種特別地域
土 崩＝土砂崩壊防備保安林	定特2＝国立公園第2種特別地域
干 害＝干害防備保安林	定特3＝国立公園第3種特別地域
防 風＝防風保安林	県特1＝県立自然公園第1種特別地域
保 健＝保健保安林	県特2＝県立自然公園第2種特別地域
砂 指＝砂防指定地	県特3＝県立自然公園第3種特別地域
国特保＝国立公園特別保護地区	自環特＝自然環境保全地域特別地区
国特1＝国立公園第1種特別地域	県環特＝県自然環境保全地域特別地区
国特2＝国立公園第2種特別地域	鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
国特3＝国立公園第3種特別地域	県史跡＝県条例史跡名勝天然記念物
	特母樹＝特別母樹林

注2 () 書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

(石)：平川市石郷財産区、(岩)：平川市岩館財産区、(大)：平川市大坊財産区、
(駒)：大鰐町駒木財産区、(長)：大鰐町長峰生産森林組合、(新)：平川市新屋財産区、
(尾)：平川市 (旧尾上町)

注3 保安林の計 (実面積) は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養保安林等の内訳の合計に合致しない。

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	1 主伐に係るもの (1) 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。 (2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。 (3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。 (4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 2 間伐に係るもの (1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 (2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	1 主伐に係るもの (1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 (2) 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 (3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅 20 メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

事 項	基 準
2 伐採の限度	(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 2 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号2(1)の樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。
3 植 栽	1 方法に係るもの 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 2 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第 1 種 特別地域	1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 2 種 特別地域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第 3 種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	「青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例」（平成 15 年 3 月 24 日青森県条例第 8 号）で定めるところによる。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度」に関する覚書について（昭和 49 年 10 月 9 日 49 林野計第 405 号）による。
県自然環境保全地域 特別地区	「青森県自然環境保全条例」（昭和 48 年 7 月 10 日青森県条例第 31 号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和 39 年 1 月 17 日 38 林野計第 1043 号）による。
特別母樹林	「林業種苗法」（昭和 45 年法律第 89 号）による。
県条例史跡名勝天然記念物	「青森県文化財保護条例」（昭和 50 年 12 月 22 日青森県条例第 46 号）で定めるところによる。

計画事項の別表

別表 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

(1) 水源の^{かん}涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

区 分		森林の所在（林班）	面積	施業方法
総 数			77,038.42	
市町村別内訳	弘 前 市	6～8, 11～46, 309, 310, 312, 313, 315～337, 341～407	14,978.97	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	黒 石 市	1001～1009, 1012～1047	8,835.26	
	五所川原市	1～67, 69, 71～95, 101～118, 120～153, 501～531, 535～537, 539～575, 577～579, 638, 639	15,777.99	
	つがる市	402, 410, 413, 418, 422, 426, 430, 434, 437, 442, 443, 446, 448	922.01	
	平 川 市	701～746, 748～802, 1048～1073, 1075～1117	20,159.25	
	鱒ヶ沢町	1～5, 9, 10, 24, 2030～2079, 2084～2090	19,225.32	
	深 浦 町	2001～2028, 3001～3107, 3109～3122	37,036.65	
	西目屋村	101～197, 199～203	20,365.10	
	大 鰐 町	502～508, 510～512, 515～518, 520, 522～540, 543～546, 550～598	7,541.81	
	中 泊 町	201～238, 301～305, 307～312, 314～320, 322～327, 329～371, 580～636, 775～783	13,570.43	

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分	森林の所在(林班)	面積	施業方法
総 数		46,012.62	
市 町 村 別 内 訳	弘 前 市	6～8, 11～13, 17～21, 26～35, 37～42, 44～46, 309, 310, 312, 316～318, 320, 322, 324～326, 333～337, 342, 348～353, 356～358, 363, 369, 378～380, 385, 386, 390, 392～395, 397, 398, 401～403	2,913.67
	黒 石 市	1006, 1008, 1012～1014, 1016～1025, 1030, 1036, 1038～1047	2,682.08
	五所川原市	39～43, 45～49, 51, 52, 54～67, 71～77, 79, 80, 84～90, 104～106, 109～117, 120, 122, 142, 146, 149, 152, 501, 503～509, 511～522, 525～531, 535, 539～552, 563～569, 571～575, 579, 638, 639	5,142.86
	つがる市	402, 410, 413, 418, 422, 426, 430, 434, 437, 442, 443, 446, 448	922.01
	平 川 市	704, 708～724, 727～733, 735～737, 741～743, 748～761, 765～768, 770～774, 776～783, 785～795, 1049～1073, 1075～1084, 1086～1106, 1108～1114, 1116	12,005.18
	鱒ヶ沢町	1～4, 9, 10, 2030～2040, 2042, 2046～2048, 2051, 2053～2058, 2065～2067, 2072～2075, 2077	2,591.18
	深 浦 町	2005, 2006, 2008, 2009, 2012～2017, 2021～2025, 2028, 3009～3011, 3013, 3015～3018, 3020, 3022～3028, 3030～3033, 3035～3046, 3048, 3050, 3054, 3056～3058, 3060～3063, 3070～3083, 3087～3092, 3095～3101, 3103, 3105～3107, 3109～3113, 3115, 3116, 3119～3121	11,313.27
	西目屋村	101, 103, 108～110, 112～114, 116～119, 121, 123, 124, 127～139, 142～144, 147～149, 157～160, 179, 182～184, 191～195, 200, 202, 203	3,653.26
	大 鰐 町	502～508, 510, 515～517, 522～540, 543, 544, 546, 556, 557, 560, 563～568, 574～580, 582, 583, 586～590, 592, 593, 596～598	2,448.53
	中 泊 町	209～212, 215～217, 219, 221～224, 238, 301, 302, 304, 307～309, 311, 312, 314～320, 322～327, 330～332, 335, 336, 349, 351, 352, 361, 369, 370, 580, 588～597, 599, 606, 610, 614, 616, 619, 629, 635, 636, 776～778, 782	2,340.58

② 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の所在（林班）	面積	施業方法
総 数			1,073.09	
市 町 村 別 内 訳	五所川原市	501, 638, 639	154.42	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業
	つがる市	402, 410, 413, 418, 422, 426, 430, 434, 437, 442, 443, 446, 448	918.67	

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の所在（林班）	面積	施業方法
総 数			38,536.79	
市 町 村 別 内 訳	弘前市	22, 25～35, 37～42, 44～46, 326, 332～337, 390, 395, 397, 407	2,603.54	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	黒石市	1012～1014, 1020～1025, 1028, 1030, 1036, 1037, 1041～1045	1,379.11	
	五所川原市	8～13, 16, 17, 19, 20, 27, 28, 32, 104, 110, 113, 115, 142～149, 542, 546, 569, 574, 575, 638	857.76	
	平川市	725～728, 1062, 1063, 1065～1070, 1072, 1075～1079, 1081～1084, 1089, 1091, 1093, 1095, 1096	3,114.33	
	鱒ヶ沢町	2036～2045, 2048, 2051～2064, 2074～2079, 2084～2090	10,980.02	
	深浦町	3036, 3038, 3041, 3042, 3046, 3079, 3082～3085, 3087～3089, 3091, 3092, 3097, 3099～3101, 3104, 3109～3122	10,217.28	
	西目屋村	107, 116～122, 131～133, 140～142, 149～160, 162～178, 180, 181	7,194.46	
	大鰐町	543, 565, 572, 586	58.21	
	中泊町	219, 221, 346, 596, 601, 602, 606～608, 610～634, 636, 775～783	2,132.08	

(附) 參考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②／①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	335,073	211,882	158,638	53,244	63
弘 前 市	52,420	23,534	14,979	8,555	45
黒 石 市	21,705	14,498	8,835	5,663	67
五所川原市	40,420	21,779	15,778	6,001	54
つがる市	25,355	3,890	922	2,968	15
平 川 市	34,601	25,923	20,247	5,676	75
鱒ヶ沢町	34,308	27,051	19,225	7,826	79
深 浦 町	48,890	44,263	37,037	7,227	91
西目屋村	24,602	22,611	20,365	2,246	92
藤 崎 町	3,729	0	0	0	0
大 鰐 町	16,343	12,927	7,677	5,250	79
田舎館村	2,235	0	0	0	0
板 柳 町	4,188	0	0	0	0
鶴 田 町	4,643	119	0	119	3
中 泊 町	21,634	15,287	13,573	1,714	71

注1 区域面積は、国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 森林面積は、国有林（林野庁所管）、民有林とも森林計画対象森林面積を計上。国有林には官行造林地を含む。

3 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

(2) 地況（気候）

単位 気温：℃ 降水量：mm 積雪量：cm

観測地	気 温			年間降水量	最深積雪量	備 考
	最 高	最 低	年平均			
弘 前	36.7	-11.0	10.7	1,393	153	
黒 石	35.0	-18.3	10.2	1,219	—	
五所川原	36.2	-14.3	10.9	1,373	123	
市 浦	34.7	-12.6	10.6	1,435	—	
鱒ヶ沢	35.3	-10.3	10.8	1,508	89	
深 浦	34.4	-9.2	11.0	1,665	71	
碓 ヶ 関	35.5	-17.2	9.1	1,602	144	

資料 気象庁（2011～2020年）による。

注1 気温の年平均及び年間降水量は2011～2020年までの10カ年平均。

2 「—」はデータなし。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			その他
			総 数	うち田	うち畑	
総 数	335,073	211,882	66,523	39,635	26,850	
弘 前 市	52,420	23,534	14,000	4,170	9,810	
黒 石 市	21,705	14,498	3,510	1,630	1,880	
五所川原市	40,420	21,779	9,280	7,260	2,020	
つ がる 市	25,355	3,890	14,300	11,200	3,060	
平 川 市	34,601	25,923	5,140	2,500	2,640	
鰯ヶ沢町	34,308	27,051	3,250	1,900	1,360	
深 浦 町	48,890	44,263	1,460	815	648	
西目屋村	24,602	22,611	363	188	175	
藤 崎 町	3,729	0	2,540	1,670	870	
大 鰐 町	16,343	12,927	1,590	392	1,200	
田舎館村	2,235	0	1,450	1,150	298	
板 柳 町	4,188	0	3,020	1,590	1,440	
鶴 田 町	4,643	119	2,940	1,880	1,060	
中 泊 町	21,634	15,287	3,680	3,290	389	

資料 農地は農林水産省統計部「耕地面積調査（令和2年）」による。

注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	総 生 産	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
		総 額	農 業	林 業	水産業		
総 数	1,187,315	77,213	73,931	416	2,866	213,774	903,133
弘 前 市	561,250	22,580	22,496	84	0	78,258	463,629
黒 石 市	88,819	4,960	4,891	65	4	22,178	62,190
五所川原市	169,121	6,697	6,112	26	559	23,650	139,743
つ が る 市	75,978	12,689	12,345	23	321	12,267	51,457
平 川 市	86,374	6,505	6,463	42	0	31,628	48,737
鰯ヶ沢町	23,748	2,541	2,194	48	299	2,419	18,925
深 浦 町	19,631	2,001	914	57	1,030	3,234	14,509
西目屋村	4,855	248	242	6	0	1,355	3,279
藤 崎 町	30,851	3,353	3,353	0	0	5,987	21,688
大 鰐 町	23,113	1,473	1,447	26	0	3,048	18,725
田舎館村	20,130	1,251	1,249	2	0	8,463	10,530
板 柳 町	30,228	4,105	4,105	0	0	5,906	20,390
鶴 田 町	32,288	6,330	6,323	7	0	11,327	14,816
中 泊 町	20,929	2,480	1,797	30	653	4,054	14,515

資料 青森県「市町村民経済計算（平成30年度）」による。

注1 四捨五入の関係により、第1次産業の総額と内訳の各項目の合計値が合致しない場合がある。

2 総生産は税の控除等により、各産業別生産額の合計値と合致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
		総 数	農 業	林 業	漁 業		
総 数	207,460	40,121	38,573	449	1,099	38,612	121,144
弘 前 市	85,719	12,316	12,242	67	7	13,579	54,242
黒 石 市	17,552	2,780	2,747	33	－	4,213	10,066
五所川原市	26,206	3,704	3,442	77	185	5,157	16,512
つ が る 市	15,881	4,681	4,544	20	117	2,872	7,911
平 川 市	16,331	3,972	3,942	30	－	3,630	8,641
鰯ヶ沢町	4,672	1,050	905	69	76	839	2,777
深 浦 町	3,670	920	411	34	475	743	2,005
西目屋村	806	222	219	3	－	222	357
藤 崎 町	8,054	1,924	1,921	2	1	1,565	4,501
大 鰐 町	4,783	1,056	993	63	－	958	2,752
田舎館村	4,049	900	897	3	－	946	2,195
板 柳 町	7,897	2,999	2,994	4	1	1,255	3,633
鶴 田 町	7,096	2,475	2,466	9	－	1,311	3,301
中 泊 町	4,744	1,122	850	35	237	1,322	2,251

資料 総務省統計局「平成 27 年国勢調査」による。

注 総数には「分類不能の産業」を含むため、内訳の合計と総数は合致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

面積：ha，材積：立木は千m³ 立竹は千束，成長量：千m³

区分			総数			1 齡級			2 齡級			3 齡級			4 齡級				
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数			158,638.21	26,689	278	898.85			546.50			277.33	8	1	330.18	17	2		
立木地	総数	総数	150,091.61	26,685	278	898.85			546.50			277.33	8	1	330.18	17	2		
		針	64,618.20	12,516	179	676.62			403.45			90.95	3	1	126.89	10	1		
		広	85,473.41	14,169	98	222.23			143.05			186.38	5		203.29	7	1		
	人工林	総数	総数	50,306.22	10,463	165	676.62			418.04			121.83	4	1	133.78	10	1	
			針	50,126.20	9,252	151	676.62			403.45			90.95	3	1	124.89	10	1	
			広	180.02	1,211	14			14.59			30.88	1		8.89				
		育成 単層林	総数	50,124.57	10,414	164	535.98			416.47			120.97	4	1	129.00	10	1	
			針	49,944.55	9,204	150	535.98			401.88			90.09	3	1	120.11	9	1	
			広	180.02	1,210	14			14.59			30.88	1		8.89				
		育成 複層林		(181.65)															
			総数	181.65	49	1	140.64			1.57			0.86			4.78			
			針	181.65	48	1	140.64			1.57			0.86			4.78			
		広		1															
		天然林	総数	総数	99,785.39	16,222	113	222.23			128.46			155.50	4		196.40	7	1
				針	14,492.00	3,265	29									2.00			
	広			85,293.39	12,958	84	222.23			128.46			155.50	4		194.40	7	1	
	育成 単層林		総数	76.37	12														
			針	68.34	10														
			広	8.03	2														
	育成 複層林		総数	6,000.68	1,304	13							4.80			3.88			
			針	2,989.18	787	8										0.70			
			広	3,011.50	517	5							4.80			3.18			
	天然生 林		総数	93,708.34	14,906	100	222.23			128.46			150.70	4		192.52	7	1	
			針	11,434.48	2,467	21										1.30			
			広	82,273.86	12,439	79	222.23			128.46			150.70	4		191.22	7	1	
竹林																			
無立木地			8,546.60	4															

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha，材積：立木は千m³ 立竹は千束，成長量：千m³

区分			5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			662.58	54	4	931.87	112	5	1,792.08	306	11	4,662.44	987	28	6,141.86	989	22	
立木地	総数	総数	662.58	54	4	931.87	112	5	1,792.08	306	11	4,662.44	987	28	6,141.86	989	22	
		針	300.50	35	3	515.30	81	4	1,326.35	246	9	4,159.97	842	25	5,543.50	862	20	
		広	362.08	19	1	416.57	30	1	465.73	61	2	502.47	145	3	598.36	127	2	
	人工林	総数	総数	311.87	37	3	514.24	83	4	1,296.34	264	10	4,154.02	940	27	5,573.13	941	21
			針	295.11	35	3	508.62	81	4	1,277.48	240	9	4,150.58	841	25	5,542.23	862	20
			広	16.76	2		5.62	3		18.86	24	1	3.44	99	2	30.90	79	1
		育成 単層林	総数	291.46	35	2	502.36	82	4	1,296.34	264	10	4,154.02	940	27	5,573.13	941	21
			針	274.70	33	2	496.74	79	4	1,277.48	240	9	4,150.58	841	25	5,542.23	862	20
			広	16.76	2		5.62	3		18.86	24	1	3.44	99	2	30.90	79	1
		育成 複層林																
			総数	20.41	2		11.88	2										
			針	20.41	2		11.88	2										
		広																
	天然林	総数	総数	350.71	17	1	417.63	28	1	495.74	43	1	508.42	46	1	568.73	48	1
			針	5.39			6.68	1		48.87	6		9.39	1		1.27		
			広	345.32	16	1	410.95	28	1	446.87	37	1	499.03	46	1	567.46	47	1
		育成 単層林	総数				4.51	1		38.99	5		2.17					
			針				4.51	1		38.35	5		2.17					
			広							0.64								
		育成 複層林	総数	43.29	1		1.66						6.42			29.40	1	
			針										5.17			0.31		
			広	43.29	1		1.66						1.25			29.09	1	
		天然生 林	総数	307.42	16	1	411.46	28	1	456.75	37	1	499.83	46	1	539.33	46	1
			針	5.39			2.17			10.52	1		2.05			0.96		
広			302.03	16	1	409.29	28	1	446.23	37	1	497.78	46	1	538.37	46	1	
竹林																		
無立木地																		

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

注 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha，材積：立木は千m³ 立竹は千束，成長量：千m³

区分			1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級					
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総数			8,979.01	1,753	31	12,474.82	2,585	37	9,218.71	1,792	21	6,469.87	1,354	14	4,023.16	819	10			
立木地	総数	総数	8,979.01	1,753	31	12,474.82	2,585	37	9,218.71	1,792	21	6,469.87	1,354	14	4,023.16	819	10			
		針	8,030.30	1,469	26	10,878.53	2,148	30	7,788.95	1,465	16	5,260.89	1,079	10	2,207.85	476	4			
		広	948.71	284	5	1,596.29	436	7	1,429.76	328	5	1,208.98	275	4	1,815.31	344	5			
	人工林	総数	総数	7,954.51	1,631	28	10,806.99	2,399	33	7,726.29	1,628	18	5,192.48	1,187	11	2,106.09	523	4		
			針	7,954.51	1,460	26	10,804.08	2,138	30	7,711.73	1,453	16	5,192.26	1,063	10	2,104.15	452	4		
			広		171	2	2.91	261	3	14.56	174	2	0.22	124	1	1.94	71	1		
		育成 単 層 林	総数	7,954.51	1,625	28	10,806.99	2,385	33	7,724.78	1,620	18	5,192.48	1,186	11	2,106.09	515	4		
			針	7,954.51	1,454	26	10,804.08	2,123	30	7,710.22	1,446	16	5,192.26	1,063	10	2,104.15	445	4		
			広		171	2	2.91	261	3	14.56	174	2	0.22	124	1	1.94	70			
		育成 複 層 林		(22.80)			(61.39)			(33.57)			(1.96)			(21.95)				
			総数		6			15		1.51	8			1			7			
			針		6			15		1.51	8			1			6			
			広														1			
		天然林	総数	総数	1,024.50	122	3	1,667.83	185	4	1,492.42	165	3	1,277.39	166	3	1,917.07	297	5	
				針	75.79	9		74.45	10		77.22	11		68.63	15		103.70	24	1	
				広	948.71	113	3	1,593.38	175	4	1,415.20	154	3	1,208.76	151	3	1,813.37	273	5	
			育成 単 層 林	総数	17.48	3												3.38	1	
				針	14.05	2												3.38		
	広			3.43	1															
	育成 複 層 林		総数	210.83	34	1	232.59	34	1	167.56	24	1	114.70	13		81.99	9			
			針	48.66	6		34.99	6		29.88	5		10.98	2		2.10				
			広	162.17	29	1	197.60	28	1	137.68	19	1	103.72	11		79.89	9			
	天然生		総数	796.19	85	2	1,435.24	151	3	1,324.86	141	3	1,162.69	153	3	1,831.70	287	5		
		針	13.08	1		39.46	4		47.34	6		57.65	14		98.22	24	1			
		広	783.11	83	2	1,395.78	147	3	1,277.52	135	3	1,105.04	140	3	1,733.48	263	5			
竹林																				
無立木地																				

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

注 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha，材積：立木は千m³ 立竹は千束，成長量：千m³

区分			1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数			2, 329. 31	391	5	1, 780. 31	316	4	1, 520. 32	287	3	1, 660. 40	291	3	2, 254. 00	358	3		
立木地	総数	総数	2, 329. 31	391	5	1, 780. 31	316	4	1, 520. 32	287	3	1, 660. 40	291	3	2, 254. 00	358	3		
		針	664. 25	130	1	652. 13	124	1	385. 36	87	1	522. 38	103	1	304. 92	61	1		
		広	1, 665. 06	261	4	1, 128. 18	193	3	1, 134. 96	200	3	1, 138. 02	188	2	1, 949. 08	297	3		
	人工林	総数	総数	501. 48	123	1	518. 05	127	1	289. 10	76		361. 63	80		134. 74	35		
			針	501. 48	96	1	518. 05	94	1	289. 10	60		361. 38	63		134. 74	25		
			広		27			32			17		0. 25	17			10		
		育成単層林	総数	501. 48	121	1	518. 05	126	1	289. 10	73		361. 63	80		134. 74	35		
			針	501. 48	95	1	518. 05	94	1	289. 10	56		361. 38	63		134. 74	25		
			広		27			32			16		0. 25	17			10		
		育成複層林		(6. 34)			(3. 49)			(18. 17)									
			総数		1			1			4								
			針		1			1			3								
		天然林	総数	総数	1, 827. 83	268	5	1, 262. 26	190	3	1, 231. 22	211	3	1, 298. 77	211	2	2, 119. 26	323	3
				針	162. 77	34	1	134. 08	29	1	96. 26	27		161. 00	40	1	170. 18	36	
				広	1, 665. 06	234	4	1, 128. 18	161	2	1, 134. 96	184	2	1, 137. 77	172	2	1, 949. 08	287	3
	育成単層林		総数								1		9. 84	1					
			針								1		5. 88	1					
			広										3. 96	1					
	育成複層林		総数	148. 60	18		55. 59	7		89. 12	11		117. 31	25		85. 91	13		
			針	10. 08	2		2. 85			1. 84			46. 23	14		6. 95	2		
			広	138. 52	16		52. 74	6		87. 28	11		71. 08	11		78. 96	11		
	天然生林		総数	1, 679. 23	250	4	1, 206. 67	183	3	1, 142. 10	198	3	1, 171. 62	185	2	2, 033. 35	310	3	
		針	152. 69	32	1	131. 23	29		94. 42	25		108. 89	25		163. 23	34			
		広	1, 526. 54	218	4	1, 075. 44	154	2	1, 047. 68	173	2	1, 062. 73	160	2	1, 870. 12	276	3		
	竹林																		
無立木地																			

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

注 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha, 材積：立木は千m³ 立竹は千束, 成長量：千m³

区分			2 0 齡級			2 1 齡級以上			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			2, 497. 29	441	4	80, 640. 72	13, 824	70	
立木地	総数	総数	2, 497. 29	441	4	80, 640. 72	13, 824	70	
		針	557. 99	113	1	14, 221. 12	3, 183	25	
		広	1, 939. 30	328	3	66, 419. 60	10, 641	46	
	人工林	総数	総数	364. 81	91	1	1, 150. 18	283	1
			針	364. 81	68		1, 119. 98	206	1
			広		23		30. 20	76	
		育成単層林	総数	364. 81	90	1	1, 150. 18	281	1
			針	364. 81	67		1, 119. 98	205	1
			広		23		30. 20	76	
		育成複層林		(6. 14)			(5. 84)		
			総数		1			2	
			針		1			2	
	広								
	天然林	総数	総数	2, 132. 48	350	3	79, 490. 54	13, 542	69
			針	193. 18	45	1	13, 101. 14	2, 976	24
			広	1, 939. 30	305	2	66, 389. 40	10, 565	45
		育成単層林	総数						
			針						
			広						
		育成複層林	総数	95. 62	25		4, 511. 41	1, 087	8
			針	32. 22	13		2, 756. 22	735	7
			広	63. 40	12		1, 755. 19	352	2
		天然生林	総数	2, 036. 86	325	3	74, 979. 13	12, 455	61
			針	160. 96	32		10, 344. 92	2, 241	17
広			1, 875. 90	293	2	64, 634. 21	10, 214	44	
竹林									
無立木地									

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

(面積：h a, 材積：m³、成長量：m³/年)

区分			立木地								無立木地等						計	
			人工林			天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改 植 予定地	林地以外の 土 地		計
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
制限林	面積	針	44,180.60	144.87	44,325.47	60.45	2,810.31	11,067.07	13,937.83		58,263.30							
		広	154.17		154.17	8.03	2,898.75	76,717.36	79,624.14		79,778.31							
		計	44,334.77	144.87	44,479.64	68.48	5,709.06	87,784.43	93,561.97		138,041.61	360.09	2.68		6,294.51	6,657.28	144,698.89	
	材積	針	8,063,385	38,946	8,102,331	9,105	733,157	2,379,081	3,121,343		11,223,674	3,691				3,691	11,227,365	
		広	1,120,964	389	1,121,353	1,666	494,594	11,860,398	12,356,658		13,478,011						13,478,011	
		計	9,184,349	39,335	9,223,684	10,771	1,227,751	14,239,479	15,478,001		24,701,685	3,691				3,691	24,705,376	
	成長量	針	131,112.4	706.6	131,819.0	202.6	7,022.4	19,903.4	27,128.4		158,947.4	53.3				53.3	159,000.7	
		広	13,272.0	2.3	13,274.3	45.5	4,981.4	70,516.4	75,543.3		88,817.6						88,817.6	
		計	144,384.4	708.9	145,093.3	248.1	12,003.8	90,419.8	102,671.7		247,765.0	53.3				53.3	247,818.3	
普通林	面積	針	5,763.95	36.78	5,800.73	7.89	178.87	367.41	554.17		6,354.90							
		広	25.85		25.85		112.75	5,556.50	5,669.25		5,695.10							
		計	5,789.80	36.78	5,826.58	7.89	291.62	5,923.91	6,223.42		12,050.00	265.84			1,623.48	1,889.32	13,939.32	
	材積	針	1,140,434	8,868	1,149,302	882	54,053	88,244	143,179		1,292,481						1,292,481	
		広	89,047	974	90,021	430	22,201	578,273	600,904		690,925						690,925	
		計	1,229,481	9,842	1,239,323	1,312	76,254	666,517	744,083		1,983,406						1,983,406	
	成長量	針	18,781.7	79.0	18,860.7	23.9	550.0	981.4	1,555.3		20,416.0						20,416.0	
		広	927.3	6.8	934.1	9.5	444.2	8,115.0	8,568.7		9,502.8						9,502.8	
		計	19,709.0	85.8	19,794.8	33.4	994.2	9,096.4	10,124.0		29,918.8						29,918.8	
計	面積	針	49,944.55	181.65	50,126.20	68.34	2,989.18	11,434.48	14,492.00		64,618.20							
		広	180.02		180.02	8.03	3,011.50	82,273.86	85,293.39		85,473.41							
		計	50,124.57	181.65	50,306.22	76.37	6,000.68	93,708.34	99,785.39		150,091.61	625.93	2.68		7,917.99	8,546.60	158,638.21	
	材積	針	9,203,819	47,814	9,251,633	9,987	787,210	2,467,325	3,264,522		12,516,155	3,691				3,691	12,519,846	
		広	1,210,011	1,363	1,211,374	2,096	516,795	12,438,671	12,957,562		14,168,936						14,168,936	
		計	10,413,830	49,177	10,463,007	12,083	1,304,005	14,905,996	16,222,084		26,685,091	3,691				3,691	26,688,782	
	成長量	針	149,894.1	785.6	150,679.7	226.5	7,572.4	20,884.8	28,683.7		179,363.4	53.3				53.3	179,416.7	
		広	14,199.3	9.1	14,208.4	55.0	5,425.6	78,631.4	84,112.0		98,320.4						98,320.4	
		計	164,093.4	794.7	164,888.1	281.5	12,998.0	99,516.2	112,795.7		277,683.8	53.3				53.3	277,737.1	

注1 人工林及び天然林で点生木のための林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

(面積：h a, 材積：m ³ 、成長量：m ³ /年)																
市町村	区分	立木地								無立木地等					計	
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改 植 予定地	林地以外の 土 地		計
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
弘前市	面積	針	4,717.68	33.08	4,750.76		131.56	1,529.90	1,661.46	6,412.22						
		広	24.35		24.35		115.91	7,463.83	7,579.74	7,604.09						
		計	4,742.03	33.08	4,775.11		247.47	8,993.73	9,241.20	14,016.31	54.53			908.13	962.66	14,978.97
	材積	針	793.833	8.459	802.292		24.714	334.852	359.566	1,161.858						1,161.858
		広	105.652	1.083	106.735		17.321	1,115.652	1,132.973	1,239.708						1,239.708
		計	899.485	9.542	909.027		42.035	1,450.504	1,492.539	2,401.566						2,401.566
	成長量	針	13,732.6	66.3	13,798.9		219.0	3,175.6	3,394.6	17,193.5						17,193.5
		広	1,309.6	7.6	1,317.2		164.9	9,493.0	9,657.9	10,975.1						10,975.1
		計	15,042.2	73.9	15,116.1		383.9	12,668.6	13,052.5	28,168.6						28,168.6
黒石市	面積	針	3,454.63	7.59	3,462.22	1.62	23.52	588.23	613.37	4,075.59						
		広	10.42		10.42	2.52	357.82	3,926.88	4,287.22	4,297.64						
		計	3,465.05	7.59	3,472.64	4.14	381.34	4,515.11	4,900.59	8,373.23	33.73			428.30	462.03	8,835.26
	材積	針	566.210	2.535	568.745	225	4,917	47,379	52,521	621,266	3,691				3,691	624,957
		広	48,250	251	48,501	901	49,449	596,963	647,313	695,814						695,814
		計	614,460	2,786	617,246	1,126	54,366	644,342	699,834	1,317,080	3,691				3,691	1,320,771
	成長量	針	7,658.8	81.9	7,740.7	3.8	63.4	235.4	302.6	8,043.3	53.3				53.3	8,096.6
		広	440.7	1.3	442.0	30.7	747.6	3,770.8	4,549.1	4,991.1						4,991.1
		計	8,099.5	83.2	8,182.7	34.5	811.0	4,006.2	4,851.7	13,034.4	53.3				53.3	13,087.7
五所川原市	面積	針	6,298.71	23.30	6,322.01	42.31	1,523.55	2,918.06	4,483.92	10,805.93						
		広	0.94		0.94		540.08	3,602.61	4,142.69	4,143.63						
		計	6,299.65	23.30	6,322.95	42.31	2,063.63	6,520.67	8,626.61	14,949.56	37.14			791.29	828.43	15,777.99
	材積	針	1,413.496	5.310	1,418.806	6.841	409.872	769.207	1,185.920	2,604,726						2,604,726
		広	55.209	29	55,238	430	120.145	635.808	756.383	811,621						811,621
		計	1,468,705	5,339	1,474,044	7,271	530,017	1,405,015	1,942,303	3,416,347						3,416,347
	成長量	針	24,426.5	63.5	24,490.0	167.7	4,139.6	6,718.8	11,026.1	35,516.1						35,516.1
		広	525.4	0.2	525.6	9.5	599.6	4,532.9	5,142.0	5,667.6						5,667.6
		計	24,951.9	63.7	25,015.6	177.2	4,739.2	11,251.7	16,168.1	41,183.7						41,183.7
つがる市	面積	針	703.31		703.31				703.31							
		広	4.58		4.58			189.79	189.79	194.37						
		計	707.89		707.89			189.79	189.79	897.68				24.33	24.33	922.01
	材積	針	95,901		95,901				95,901							95,901
		広	338		338			10,985	10,985	11,323						11,323
		計	96,239		96,239			10,985	10,985	107,224						107,224
	成長量	針	1,102.7		1,102.7				1,102.7							1,102.7
		広	4.6		4.6			102.8	102.8	107.4						107.4
		計	1,107.3		1,107.3			102.8	102.8	1,210.1						1,210.1
平川市	面積	針	6,599.34		6,599.34		13.87	1,471.29	1,485.16	8,084.50						
		広	28.50		28.50		340.06	10,693.10	11,033.16	11,061.66						
		計	6,627.84		6,627.84		353.93	12,164.39	12,518.32	19,146.16	185.60			915.43	1,101.03	20,247.19
	材積	針	1,168,051		1,168,051		2,612	202,899	205,511	1,373,562						1,373,562
		広	115,784		115,784		50,216	1,698,899	1,749,115	1,864,899						1,864,899
		計	1,283,835		1,283,835		52,828	1,901,798	1,954,626	3,238,461						3,238,461
	成長量	針	17,963.4		17,963.4		18.3	1,489.2	1,507.5	19,470.9						19,470.9
		広	1,004.8		1,004.8		500.7	9,312.6	9,813.3	10,818.1						10,818.1
		計	18,968.2		18,968.2		519.0	10,801.8	11,320.8	30,289.0						30,289.0

注1 人工林及び天然林で点生木のための林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(面積：h a, 材積：m ³ 、成長量：m ³ /年)																
市町村	区分	立木地								無立木地等						計
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改 植 予定地	林地以外の 土 地	計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
鯉ヶ沢町	面積	針	5,476.62	3.10	5,479.72	3.52	9.76	66.73	80.01	5,559.73						
		広	31.38		31.38		135.11	12,633.28	12,768.39	12,799.77						
		計	5,508.00	3.10	5,511.10	3.52	144.87	12,700.01	12,848.40	18,359.50	16.50			849.32	865.82	19,225.32
	材積	針	910,443	629	911,072	487	1,310	13,923	15,720	926,792						926,792
		広	182,191		182,191		17,673	2,143,356	2,161,029	2,343,220						2,343,220
		計	1,092,634	629	1,093,263	487	18,983	2,157,279	2,176,749	3,270,012						3,270,012
	成長量	針	15,969.0	6.9	15,975.9	16.2	13.1	58.8	88.1	16,064.0						16,064.0
		広	2,324.6		2,324.6		304.6	10,151.1	10,455.7	12,780.3						12,780.3
		計	18,293.6	6.9	18,300.5	16.2	317.7	10,209.9	10,543.8	28,844.3						28,844.3
深浦町	面積	針	9,969.03	6.14	9,975.17	11.95	58.84	1,005.78	1,076.57	11,051.74						
		広	6.22		6.22	5.51	692.97	23,076.11	23,774.59	23,780.81						
		計	9,975.25	6.14	9,981.39	17.46	751.81	24,081.89	24,851.16	34,832.55	105.11			2,098.99	2,204.10	37,036.65
	材積	針	1,759,667	1,977	1,761,644	932	8,592	157,906	167,430	1,929,074						1,929,074
		広	338,974		338,974	765	90,527	3,152,468	3,243,760	3,582,734						3,582,734
		計	2,098,641	1,977	2,100,618	1,697	99,119	3,310,374	3,411,190	5,511,808						5,511,808
	成長量	針	28,908.3	46.2	28,954.5	13.0	122.4	1,372.5	1,507.9	30,462.4						30,462.4
		広	3,908.5		3,908.5	14.8	1,966.9	18,966.1	20,947.8	24,856.3						24,856.3
		計	32,816.8	46.2	32,863.0	27.8	2,089.3	20,338.6	22,455.7	55,318.7						55,318.7
西目屋村	面積	針	4,464.43		4,464.43		7.19	298.94	306.13	4,770.56						
		広	22.51		22.51		194.47	14,723.57	14,918.04	14,940.55						
		計	4,486.94		4,486.94		201.66	15,022.51	15,224.17	19,711.11	26.29			627.70	653.99	20,365.10
	材積	針	713,873		713,873		1,171	65,269	66,440	780,313						780,313
		広	200,028		200,028		25,130	2,085,098	2,110,228	2,310,256						2,310,256
		計	913,901		913,901		26,301	2,150,367	2,176,668	3,090,569						3,090,569
	成長量	針	11,178.0		11,178.0		21.1	869.7	890.8	12,068.8						12,068.8
		広	2,866.3		2,866.3		431.6	15,134.9	15,566.5	18,432.8						18,432.8
		計	14,044.3		14,044.3		452.7	16,004.6	16,457.3	30,501.6						30,501.6
大鰐町	面積	針	3,901.75	11.76	3,913.51	8.94	177.29	1,069.72	1,255.95	5,169.46						
		広	41.52		41.52		164.98	1,874.22	2,039.20	2,080.72						
		計	3,943.27	11.76	3,955.03	8.94	342.27	2,943.94	3,295.15	7,250.18	85.92			340.51	426.43	7,676.61
	材積	針	709,777	2,696	712,473	1,502	34,641	252,078	288,221	1,000,694						1,000,694
		広	143,711		143,711		30,772	314,126	344,898	488,609						488,609
		計	853,488	2,696	856,184	1,502	65,413	566,204	633,119	1,489,303						1,489,303
	成長量	針	10,843.3	111.1	10,954.4	25.8	229.0	1,942.2	2,197.0	13,151.4						13,151.4
		広	1,642.1		1,642.1		180.4	2,015.6	2,196.0	3,838.1						3,838.1
		計	12,485.4	111.1	12,596.5	25.8	409.4	3,957.8	4,393.0	16,989.5						16,989.5
中泊町	面積	針	4,359.05	96.68	4,455.73		1,043.60	2,485.83	3,529.43	7,985.16						
		広	9.60		9.60		470.10	4,090.47	4,560.57	4,570.17						
		計	4,368.65	96.68	4,465.33		1,513.70	6,576.30	8,090.00	12,555.33	81.11	2.68		933.99	1,017.78	13,573.11
	材積	針	1,072,568	26,208	1,098,776		299,381	623,812	923,193	2,021,969						2,021,969
		広	19,874		19,874		115,562	685,316	800,878	820,752						820,752
		計	1,092,442	26,208	1,118,650		414,943	1,309,128	1,724,071	2,842,721						2,842,721
	成長量	針	18,111.5	409.7	18,521.2		2,746.5	5,022.6	7,769.1	26,290.3						26,290.3
		広	172.7		172.7		529.3	5,151.6	5,680.9	5,853.6						5,853.6
		計	18,284.2	409.7	18,693.9		3,275.8	10,174.2	13,450.0	32,143.9						32,143.9

注 1 人工林及び天然林で点生木のための林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注 2 複層林は下層木のみを対象とする。

(面積：h a，材積：m³、成長量：m³/年)

市町村	区分		立木地								無立木地等						計
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改 植 予定地	林地以外の 土 地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
森林計画計	面積	針	49,944.55	181.65	50,126.20	68.34	2,989.18	11,434.48	14,492.00		64,618.20						
		広	180.02		180.02	8.03	3,011.50	82,273.86	85,293.39		85,473.41						
		計	50,124.57	181.65	50,306.22	76.37	6,000.68	93,708.34	99,785.39		150,091.61	625.93	2.68		7,917.99	8,546.60	158,638.21
	材積	針	9,203,819	47,814	9,251,633	9,987	787,210	2,467,325	3,264,522		12,516,155	3,691				3,691	12,519,846
		広	1,210,011	1,363	1,211,374	2,096	516,795	12,438,671	12,957,562		14,168,936						14,168,936
		計	10,413,830	49,177	10,463,007	12,083	1,304,005	14,905,996	16,222,084		26,685,091	3,691				3,691	26,688,782
	成長量	針	149,894.1	785.6	150,679.7	226.5	7,572.4	20,884.8	28,683.7		179,363.4	53.3				53.3	179,416.7
		広	14,199.3	9.1	14,208.4	55.0	5,425.6	78,631.4	84,112.0		98,320.4						98,320.4
		計	164,093.4	794.7	164,888.1	281.5	12,998.0	99,516.2	112,795.7		277,683.8	53.3				53.3	277,737.1

注 1 人工林及び天然林で点生木のための林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注 2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

面積：ha

区分		市町村									
		弘前市	黒石市	五所川原市	つがる市	平川市	鱒ヶ沢町				
保安林	水源かん養保安林	11,588.07	7,769.26	8,101.18		12,229.22	13,464.55				
	土砂流出防備保安林	1,753.56	902.40	4,724.83		7,693.29	1,313.03				
	土砂崩壊防備保安林			52.35		37.49					
	飛砂防備保安林										
	防風保安林			158.23	918.55						
	水害防備保安林										
	潮害防備保安林										
	干害防備保安林										
	防雪保安林										
	防霧保安林										
	なだれ防止保安林										
	落石防止保安林										
	防火保安林										
	魚つき保安林										
	航行目標保安林										
	保健保安林		(513.63)	(147.00)	236.81	(1,441.57)					
	風致保安林										
計		13,341.63	(513.63)	8,671.66	(147.00)	13,273.40	918.55	(1,441.57)	19,960.00		14,777.58
保安施設地区											
砂防指定地		(179.79)	16.86	(51.37)	1.15	(28.43)	307.57	(297.37)	16.49		102.65
国立公園	特別保護地区		(513.63)					(1,120.58)			
	第一種特別地域							(25.42)			
	第二種特別地域		(554.01)	7.40				(1,978.26)	19.99		
	第三種特別地域							(45.18)			
	地種区分未定地域										
	計		(1,067.64)	7.40				(3,169.44)	19.99		
国定公園	特別保護地区	(487.04)	0.72								
	第一種特別地域	(1,227.39)	16.83		(52.35)	0.04				(36.50)	
	第二種特別地域	(41.07)	6.90		(158.23)	19.70	(420.69)	0.57			
	第三種特別地域	(2,274.84)	56.45				(497.86)	2.89			1,498.85
	地種区分未定地域										
	計	(4,030.34)	80.90		(210.58)	19.74	(918.55)	3.46		(36.50)	1,498.85
都道府県立自然公園	第一種特別地域	5.50	(108.04)	0.90				(21.82)	1.59	(394.05)	32.11
	第二種特別地域		(21.51)	0.49				(211.92)	19.66	(965.19)	116.23
	第三種特別地域	58.85	(314.44)	9.52				(793.43)	38.85	(1,227.38)	30.07
	地種区分未定地域										
	計	64.35	(443.99)	10.91				(1,027.17)	60.10	(2,586.62)	178.41
原生自然環境保全地域											
自然環境保全地域特別地区										(3,468.60)	
都道府県自然環境保全地域特別地区				(81.69)						(92.51)	
鳥獣保護区特別保護地区		(487.76)						(1,064.00)			
緑地保全地区											
風致地区											
特別母樹林				(5.35)							1.75
史跡名勝天然記念物											
種の保存法による管理地区											
その他				(0.01)							
合計		(4,697.89)	13,503.74	(2,076.63)	8,691.12	(473.06)	13,600.71	(918.55)	922.01	(6,999.55)	20,056.58
										(6,184.23)	16,559.24

注 () は、重複する制限林を表す。

(面積：ha)

区分		市町村							
		深浦町	西目屋村	大鰐町	中泊町	合計			
保安林	水源かん養保安林	27,997.86	19,957.79	7,263.46	8,942.90				117,314.29
	土砂流出防備保安林	1,637.32		175.05	1,611.69				19,811.17
	土砂崩壊防備保安林		38.46		109.77				238.07
	飛砂防備保安林								
	防風保安林								1,076.78
	水害防備保安林								
	潮害防備保安林								
	干害防備保安林	25.42			51.75				77.17
	防雪保安林								
	防霧保安林								
	なだれ防止保安林								
	落石防止保安林								
	防火保安林								
	魚つき保安林								
	航行目標保安林								
	保健保安林	687.62			452.12	(2,102.20)			1,376.55
	風致保安林								
計		30,348.22	19,996.25	7,438.51	11,168.23	(2,102.20)			139,894.03
保安施設地区									
砂防指定地		(65.37)	356.38	(58.80)	7.57	(126.15)	8.45	(8.28)	62.88
国立公園	特別保護地区								(815.56)
	第一種特別地域								(1,634.21)
	第二種特別地域								(25.42)
	第三種特別地域								(2,532.27)
	地種区分未定地域								(45.18)
	計								(4,237.08)
国定公園	特別保護地区	(531.43)				(258.78)	251.46	(1,277.25)	252.18
	第一種特別地域	(261.99)	12.24			(60.07)	62.60	(1,638.30)	91.71
	第二種特別地域	(1,177.29)	60.32			(183.92)	170.67	(1,981.20)	258.16
	第三種特別地域	(4,343.29)	984.72			(1,103.53)	380.10	(8,219.52)	2,923.01
	地種区分未定地域								
	計	(6,314.00)	1,057.28			(1,606.30)	864.83	(13,116.27)	3,525.06
都道府県立自然公園	第一種特別地域			(287.19)	(23.88)			(834.98)	40.10
	第二種特別地域			(788.94)	3.52		33.36	(1,987.56)	173.26
	第三種特別地域			(381.48)	0.89	(800.35)	19.08	(3,517.08)	157.26
	地種区分未定地域								
	計			(1,457.61)	4.41	(824.23)	52.44	(6,339.62)	370.62
原生自然環境保全地域									
自然環境保全地域特別地区		(2,411.36)		(1,498.32)				(7,378.28)	
都道府県自然環境保全地域特別地区				(271.06)	0.04		(12.75)	(458.01)	0.04
鳥獣保護区特別保護地区						(493.40)		(2,045.16)	
緑地保全地区									
風致地区									
特別母樹林				(17.49)				(22.84)	1.75
史跡名勝天然記念物									
種の保存法による管理地区									
その他								(0.01)	
合計		(8,790.73)	31,761.88	(3,285.79)	20,008.27	(967.87)	7,499.40	(2,120.73)	12,095.94
								(36,515.03)	144,698.89

注 () は、重複する制限林を表す。

(5) 樹種別材積表

単位 材積：千 m^3

樹種 林種	スギ	ヒバ	カラマツ	アカマツ	その他 針葉樹	ブナ	ナラ類	その他 広葉樹
総 数	7,675	2,888	1,057	367	530	6,895	850	6,424
人工林	7,444	116	1,046	321	323	7	5	1,199
天然林	231	2,772	10	46	206	6,887	845	5,225

(6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

区 分	荒 廃 地
総 数	38.74
弘 前 市	9.65
五所川原市	0.16
平 川 市	8.02
西 目 屋 村	10.73
大 鰐 町	5.27
中 泊 町	4.91

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

区 分	風 水 害				病 虫 害				雪 害				獣 類 害			
	29	30	元	2	29	30	元	2	29	30	元	2	29	30	元	2
弘 前 市	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
黒 石 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五所川原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
つがる市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平 川 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鱒ヶ沢町	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
深 浦 町	-	0	-	-	13	-	55	145	-	-	-	-	-	-	-	-
西目屋村	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
藤 崎 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 鰐 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田舎館村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
板 柳 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鶴 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 泊 町	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 「東北森林管理局事業統計書」による。

注 「-」は被害なし、「0」は被害が0.5ha未満。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

		単位 員数：人 金額：千円 面積：ha					
市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
森 林 組 合	総 数	3 組合	7,377	2	227,823	33,444	
	弘 前 市	弘前地方	5,335	1	167,033	22,829	
	五所川原市	北 津 軽	426	0	4,057	3,699	
	鱒ヶ沢町	つ が る	1,616	1	56,733	6,916	
生 産 森 林 組 合	総 数	22 組合	1676	0	131,331	1538	
	弘 前 市	清 水 森	76	0	224	9	
		悪 戸	50	0	3,004	20	
		一 野 渡	133	0	4,655	57	
		下 湯 口	139	0	769	46	
	黒 石 市	高 館	151	0	13,260	128	
		馬 場 尻	204	0	7,032	110	
		小 屋 敷	23	0	8,680	70	
		板 留	19	0	5,980	61	
	平 川 市	本 町	66	0	2,970	156	
		切 明	20	0	3,220	42	
		井 戸 沢	19	0	570	14	
		小 和 森	90	0	3,240	59	
	西 目 屋 村	村 市	30	0	3,000	103	
	五所川原市	前田野目	88	0	5,550	96	
	つ が る 市	出 来 島	127	0	1,270	32	
		越 水	39	0	1,216	123	
		駒 田	21	0	831	10	
		菰 槌	103	0	56,496	38	
	深 浦 町	大 間 越	100	0	3,480	112	
		岩 崎	105	0	1,050	126	
		黒 崎	51	0	4,234	95	
		松 神	22	0	600	31	

資料 青森県団体経営改善課資料 (令和2年度末)

注 市町村別欄は、各組合の事務所所在地を表示。

イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

森林組合名	指導事業	販売事業	林産事業	加工事業	購買事業
総 数	0	10,019	3,241	303	15,482

森林組合名	養苗	森林造成事業	利用・福利 厚生事業	金融事業	合計
総 数	0	527,603	158,470	28	715,146

資料 青森県団体経営改善課資料（令和2年度末）

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	林業経営体	木材卸売業	木材・木製品製造業
総 数	109	1	21
弘 前 市	16	0	1
黒 石 市	10	1	1
五 所 川 原 市	9	0	2
つ が る 市	7	0	2
平 川 市	15	0	0
鱒 ケ 沢 町	10	0	0
深 浦 町	31	0	1
西 目 屋 村	4	0	8
藤 崎 町	0	0	2
大 鰯 町	7	0	1
田 舎 館 村	0	0	1
板 柳 町	x	0	0
鶴 田 町	x	0	0
中 泊 町	x	0	2

資料 林業経営体は「2020 農林業センサス」（農林水産省）による。

（調査対象数が2以下の場合、調査結果の秘密保護の観点からxと表示）

木材卸売業、木材・木製品製造業は青森県農林水産部林政課資料による。

(3) 林業労働力の概況

単位 人、%

区 分	就業者数 (15 歳以上)		
	総 数	うち林業	割 合
総 計	207,460	449	0.22%
弘 前 市	85,719	67	0.08%
黒 石 市	17,552	33	0.19%
五所川原市	26,206	77	0.29%
つ がる 市	15,881	20	0.13%
平 川 市	16,331	30	0.18%
鱒ヶ沢町	4,672	69	1.48%
深 浦 町	3,670	34	0.93%
西 目 屋 村	806	3	0.37%
藤 崎 町	8,054	2	0.02%
大 鰐 町	4,783	63	1.32%
田 舎 館 村	4,049	3	0.07%
板 柳 町	7,897	4	0.05%
鶴 田 町	7,096	9	0.13%
中 泊 町	4,744	35	0.74%

資料 総務省統計局「平成 27 年国勢調査」による。

注 総数には「分類不能の産業」を含む。

(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）

単位 台

機械種名	総 数	備 考
フェラーバンチャ	0	立木を伐倒する自走式機械
スキッダ	0	牽引式集材専用トラクタ
プロセッサ	21	枝払・玉切する自走式機械
ハーベスタ	9	伐倒・枝払・玉切する自走式機械
フォワーダ	14	積載式集材専用トラクタ
タワーヤーダ	0	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤーダ	1	簡易索張式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備
グラップルソー	11	巻き立て・玉切り機械

資料 青森県農林水産部林政課資料（令和元年度）

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：千 m³ 実行歩合：%

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	1,304	1,160	89	575	422	73	730	739	101
針葉樹	1,082	1,060	98	442	382	86	640	677	106
広葉樹	222	101	45	132	39	30	90	62	69

注 単位未満を四捨五入するため、内訳の合計と総数は必ずしも合致しない。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
14,428	5,752	40

(3) 人工造林・天然更新別の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
2495	913	37	1454	615	42	1041	297	29

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

開 設			拡 張		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
44.3	12.6	28%	—	—	—

注 「—」は該当なし、「0」は0.5km未満。

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：％

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	—	—	—	0.18	1.43	792%
水 源 涵 養	—	—	—	—	—	—
災 害 防 備	—	—	—	—	0.40	—
保健、風致の保存等	—	—	—	0.18	1.83	1017%

注 「—」は該当なし。

イ 保安施設地区の指定

該当なし。

ウ 保安施設事業

単位 地区数

計 画	実 行
—	—

注 「—」は該当なし。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外へ異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地及び その附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	15.41	15.41

注 「—」は該当なし。

(2) 森林以外より森林へ異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	—	67.18	67.18

注 「—」は該当なし。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積：千 m^3 面積：ha

分 期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	1,536	1,258	1,145	1,066	1,030	1,042	1,033	1,049
		針葉樹	1,366	1,205	1,092	1,013	978	990	981	996
		広葉樹	170	53	53	53	52	52	52	53
	主 伐	総 数	736	495	375	289	239	232	201	192
		針葉樹	642	443	322	236	187	180	149	139
		広葉樹	95	53	53	53	52	52	52	53
	間 伐	総 数	800	763	770	777	791	810	832	857
		針葉樹	724	762	770	777	791	810	832	857
		広葉樹	76	0	0	0	0	0	0	0
造林 面積	総 数		1,939	2,906	2,365	1,895	1,636	1,544	1,438	1,359
	人工造林		1,247	1,847	1,198	778	547	465	380	308
	天然更新		692	1,059	1,167	1,117	1,089	1,079	1,058	1,051

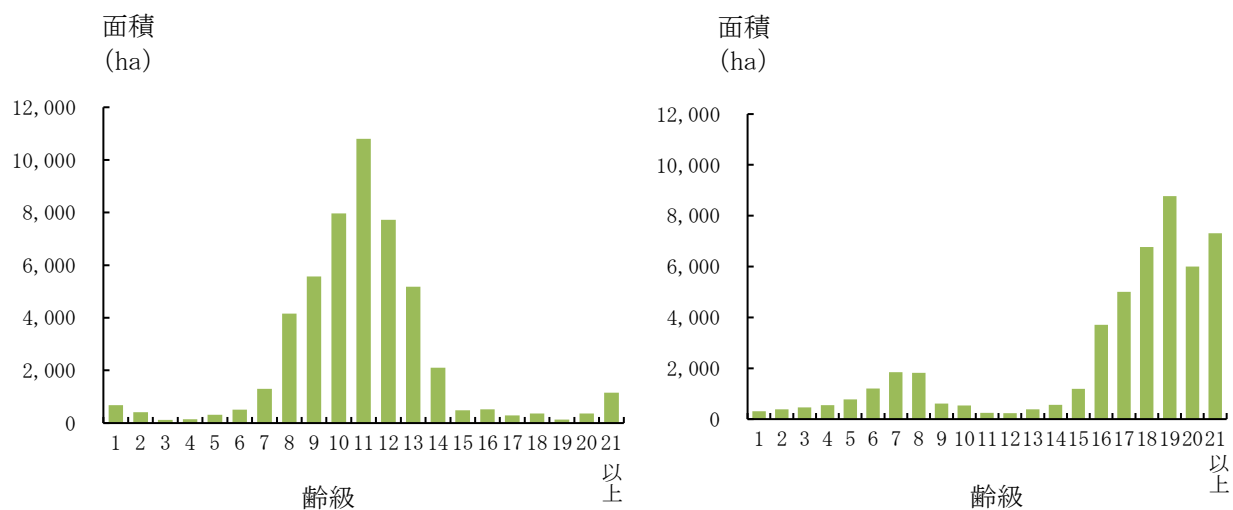
注1 分期とは5年を一括りとする単位。第I分期は令和4年から令和8年までとなる。

2 単位未満を四捨五入するため、内訳の合計と総数は必ずしも合致しない。

(2) 分期別期首資源表

区 分		単位 面積：ha、材積：1,000m ³													材積
		総 数	1・2 齢 級	3・4 齢 級	5・6 齢 級	7・8 齢 級	9・10 齢 級	11・12 齢 級	13・14 齢 級	15・16 齢 級	17・18 齢 級	19・20 齢 級	21 齢級以上		
Ⅰ 分期	総 数	150,091.61	1,374.25	604.69	1,578.31	6,454.52	15,132.27	21,740.26	10,504.99	4,114.54	3,189.81	4,754.36	80,643.64	26,685	
	人工林	50,306.22	1,023.56	252.79	809.97	5,450.36	13,539.04	18,580.01	7,310.53	1,024.45	659.82	502.62	1,153.10	10,463	
	育成単層林	50,124.57	952.45	249.97	793.82	5,450.36	13,527.64	18,531.77	7,298.57	1,019.53	650.73	499.55	1,150.18	10,414	
	育成複層林	181.65	71.11	2.82	16.15	0.00	11.40	48.24	11.96	4.92	9.09	3.07	2.92	49	
	天然林	99,785.39	350.69	351.90	768.34	1,004.16	1,593.23	3,160.25	3,194.46	3,090.09	2,529.99	4,251.74	79,490.54	16,222	
	育成単層林	76.37	0.00	0.00	4.51	41.16	17.48	0.00	3.38	0.00	9.84	0.00	0.00	12	
Ⅱ 分期	育成複層林	6,000.68	0.00	8.68	44.95	6.42	240.23	400.15	196.69	204.19	206.43	181.53	4,511.41	1,304	
	天然林	93,708.34	350.69	343.22	718.88	956.58	1,335.52	2,760.10	2,994.39	2,885.90	2,313.72	4,070.21	74,979.13	14,906	
	総 数	148,936.64	2,896.59	822.62	980.17	2,696.88	10,732.40	20,922.98	14,032.24	5,998.78	3,290.22	3,905.41	82,658.38	27,130	
	人工林	49,377.30	2,430.91	538.66	433.06	1,804.64	9,726.78	18,253.39	11,313.53	2,302.72	717.02	457.00	1,399.62	10,751	
	育成単層林	48,975.04	2,249.85	537.44	420.46	1,798.70	9,616.04	18,211.29	11,295.01	2,288.57	707.05	457.00	1,393.63	10,642	
	育成複層林	402.26	181.06	1.22	12.60	5.94	110.74	42.10	18.52	14.15	9.97	0.00	5.99	109	
Ⅲ 分期	天然林	99,559.34	465.68	283.96	547.11	892.24	1,005.62	2,669.59	2,718.71	3,696.06	2,573.20	3,448.41	81,258.76	16,379	
	育成単層林	82.50	6.13	0.00	0.00	43.50	2.17	17.48	0.00	3.38	0.00	9.84	0.00	13	
	育成複層林	6,071.70	0.00	4.80	47.17	1.66	35.82	522.80	282.26	230.59	151.78	225.75	4,569.08	1,337	
	天然林	93,405.14	459.55	279.16	499.94	847.08	967.63	2,129.31	2,436.45	3,462.09	2,421.42	3,212.82	76,689.68	15,029	
	総 数	148,909.98	4,307.34	1,374.25	604.69	1,536.86	6,377.70	14,581.05	19,802.67	8,823.43	4,193.11	3,497.38	83,811.50	27,723	
	人工林	49,464.69	3,683.61	1,023.56	252.79	809.97	5,485.38	12,868.67	16,812.36	5,722.96	847.38	564.10	1,393.92	11,070	
Ⅳ 分期	育成単層林	48,656.64	3,369.98	952.45	249.97	793.82	5,282.48	12,746.54	16,764.12	5,711.00	843.33	555.02	1,387.93	10,847	
	育成複層林	808.05	313.63	71.11	2.82	16.15	202.90	122.14	48.24	11.96	4.06	9.09	5.99	223	
	天然林	99,445.29	623.74	350.69	351.90	726.89	892.33	1,712.38	2,990.31	3,100.48	3,345.73	2,933.27	82,417.58	16,653	
	育成単層林	95.29	18.94	0.00	0.00	4.51	41.16	17.47	0.00	3.38	0.00	9.83	0.00	14	
	育成複層林	6,200.28	0.00	0.00	8.68	44.95	6.42	516.46	400.15	196.69	228.50	412.56	4,385.88	1,425	
	天然林	93,149.72	604.79	350.69	343.22	677.43	844.75	1,178.45	2,590.16	2,900.41	3,117.23	2,510.89	78,031.70	15,214	
Ⅴ 分期	総 数	149,304.35	3,833.00	2,896.59	822.62	934.62	2,658.14	10,690.99	19,585.88	12,983.38	6,022.78	4,249.03	84,627.74	28,512	
	人工林	49,510.31	3,030.57	2,430.91	538.66	433.06	1,861.33	9,395.21	17,071.91	10,427.49	2,022.08	644.54	1,654.57	11,488	
	育成単層林	48,355.42	2,654.25	2,249.85	537.44	420.46	1,681.97	9,081.58	17,029.81	10,408.97	2,007.94	634.57	1,648.58	11,354	
	育成複層林	1,154.89	376.32	181.06	1.22	12.60	179.36	313.63	42.10	18.52	14.15	9.97	5.99	334	
	天然林	99,794.34	802.43	465.68	283.96	501.56	796.81	1,295.69	2,513.97	2,555.90	4,000.70	3,604.48	82,973.17	17,024	
	育成単層林	103.30	20.84	6.13	0.00	0.00	43.50	2.17	17.45	0.00	3.38	0.00	9.82	16	
Ⅵ 分期	育成複層林	6,585.78	0.00	0.00	4.80	47.17	1.66	429.66	522.80	282.26	265.74	656.46	4,375.23	1,574	
	天然林	93,105.26	781.58	459.55	279.16	454.39	751.65	863.86	1,973.71	2,273.64	3,731.57	2,948.02	78,588.12	15,433	
	総 数	149,457.12	2,708.49	4,307.34	1,374.25	574.30	1,556.67	6,488.17	14,086.49	18,871.74	8,512.43	5,320.12	85,657.12	29,350	
	人工林	49,434.40	1,880.59	3,683.61	1,023.56	252.79	905.36	5,316.09	12,481.71	16,055.30	5,195.56	804.84	1,834.99	11,986	
	育成単層林	48,012.32	1,573.29	3,369.98	952.45	249.97	755.33	4,939.78	12,359.58	16,007.07	5,183.60	800.79	1,820.49	11,528	
	育成複層林	1,422.08	307.30	313.63	71.11	2.82	150.03	376.32	122.14	48.24	11.96	4.06	14.50	458	
Ⅶ 分期	天然林	100,022.72	827.89	623.74	350.69	321.51	651.31	1,172.08	1,604.78	2,816.44	3,316.87	4,515.28	83,822.13	17,364	
	育成単層林	109.55	14.33	18.94	0.00	0.00	4.51	41.15	17.44	0.00	3.38	0.00	9.81	18	
	育成複層林	6,868.91	0.00	0.00	0.00	8.68	44.95	380.73	516.46	400.15	236.98	782.90	4,498.06	1,702	
	天然林	93,044.25	813.57	604.79	350.69	312.83	601.85	750.20	1,070.88	2,416.29	3,076.51	3,732.38	79,314.26	15,644	
	総 数	149,454.66	1,972.37	3,833.00	2,896.59	798.41	966.48	2,931.00	10,377.28	18,883.64	12,652.40	6,986.59	87,156.92	30,215	
	人工林	49,249.82	1,177.35	3,030.57	2,430.91	538.66	515.58	1,853.08	9,173.29	16,507.19	9,878.35	1,962.16	2,182.70	12,498	
Ⅷ 分期	育成単層林	47,607.36	933.05	2,654.25	2,249.85	537.44	392.57	1,539.84	8,859.66	16,465.09	9,859.83	1,948.01	2,167.77	11,920	
	育成複層林	1,642.46	244.30	376.32	181.06	1.22	123.01	313.24	313.63	42.10	18.52	14.15	14.93	578	
	天然林	100,204.83	795.01	802.43	465.68	259.76	450.90	1,077.91	1,203.99	2,376.45	2,774.05	5,024.43	84,974.22	17,716	
	育成単層林	115.16	11.95	20.84	6.13	0.00	0.00	43.47	2.16	17.43	0.00	3.38	9.80	20	
	育成複層林	7,141.22	0.00	0.00	0.00	4.80	47.17	367.12	429.66	522.80	330.55	751.46	4,687.65	1,841	
	天然林	92,948.45	783.07	781.58	459.55	254.96	403.73	667.32	772.17	1,836.23	2,443.49	4,269.59	80,276.76	15,856	
Ⅸ 分期	総 数	149,564.59	1,620.30	2,708.49	4,307.34	1,348.35	615.32	1,914.81	6,240.53	13,734.13	18,424.35	9,415.06	89,235.90	31,073	
	人工林	49,038.17	856.07	1,880.59	3,683.61	1,023.56	329.03	934.20	5,152.01	12,224.43	15,385.12	5,077.19	2,492.36	12,981	
	育成単層林	47,205.72	650.25	1,573.29	3,369.98	952.45	230.80	673.76	4,775.70	12,102.30	15,336.88	5,065.24	2,475.08	12,299	
	育成複層林	1,832.45	205.82	307.30	313.63	71.11	98.23	260.45	376.32	122.14	48.24	11.96	17.28	682	
	天然林	100,526.43	764.23	827.89	623.74	324.80	286.29	980.61	1,088.51	1,509.70	3,039.24	4,337.86	86,743.54	18,092	
	育成単層林	120.36	10.90	14.33	18.94	0.00	0.00	4.50	41.12	17.41	0.00	3.38	9.79	22	
Ⅹ 分期	育成複層林	7,486.37	0.00	0.00	0.00	0.00	8.68	441.05	380.73	516.46	453.11	747.62	4,938.72	1,981	
	天然林	92,919.69	753.34	813.57	604.79	324.80	277.61	535.06	666.66	975.84	2,586.12	3,586.87	81,795.03	16,090	
	総 数	149,599.91	1,442.34	1,972.37	3,833.00	2,858.25	861.11	1,363.92	2,788.32	10,094.03	18,589.82	13,347.03	92,449.73	31,918	
	人工林	48,837.19	701.46	1,177.35	3,030.57	2,430.91	629.26	553.54	1,784.95	8,971.06	15,942.67	9,646.91	3,968.51	13,470	
	育成単層林	46,825.31	515.44	933.05	2,654.25	2,249.85	537.44	335.12	1,471.70	8,657.43	15,900.58	9,628.39	3,942.04	12,683	
	育成複層林	2,011.88	186.01	244.30	376.32	181.06	91.82	218.42	313.24	313.63	42.10	18.52	26.47	787	
Ⅺ 分期	天然林	100,762.72	740.89	795.01	802.43	427.34	231.85	810.38	1,003.37	1,122.97	2,647.15	3,700.11	88,481.22	18,448	
	育成単層林	125.54	10.46	11.95	20.84	6.13	0.00	0.00	43.44	2.16	17.40	0.00	13.16	24	
	育成複層林	7,776.16	0.00	0.00	0.00	0.00	4.80	451.42	367.12	429.66	580.12	804.94	5,138.09	2,136	
	天然林	92,861.02	730.43	783.07	781.58	421.21	227.05	358.96	592.81	691.15	2,049.63	2,895.17	83,329.97	16,289	
	総 数	149,585.20	1,326.03	1,620.30	2,708.49	4,257.67	1,391.75	1,062.04	1,821.20	6,032.44	13,735.14	18,899.03	96,731.12	32,701	
	人工林	48,576.70	598.03	856.07	1,880.59	3,683.61	1,101.51	401.23	899.61	5,017.77	11,898.60	14,970.41	7,269.27	13,908	
Ⅻ 分期	育成単層林	46,405.55	427.16	650.25	1,573.29	3,369.98	950.14	212.40	639.17	4,641.45	11,776				

○ 第Ⅰ分期及び第Ⅸ分期期首の人工林齢級別面積



第Ⅰ分期期首（令和 3 年）

第Ⅸ分期期首（令和 43 年）

注 齢級は、林齢を 5 年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を 1 年生として、1～5 年生を「1 齢級」と数える。

7 その他

（1）持続的伐採可能量

単位 材積：千 m³

主伐（皆伐）上限量の目安
136

(2) その他

ア 国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間	
平成 3 年 12 月	一斉樹立	自 平成 4 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	10 年
平成 8 年 12 月	經常樹立	自 平成 9 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日	10 年
平成 9 年 12 月	一斉変更	自 平成 9 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日	10 年
平成 10 年 12 月	一斉変更	自 平成 9 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日	10 年
平成 13 年 12 月	經常樹立	自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日	10 年
平成 15 年 12 月	一斉変更	自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日	10 年
平成 18 年 12 月	經常樹立	自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日	10 年
平成 22 年 12 月	一斉変更	自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日	10 年
平成 23 年 12 月	經常樹立	自 平成 24 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	10 年
平成 26 年 12 月	一斉変更	自 平成 24 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	10 年
平成 28 年 12 月	經常樹立	自 平成 29 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日	10 年
平成 30 年 12 月	一斉変更	自 平成 29 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日	10 年
令和 3 年 12 月	經常樹立	自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 14 年 3 月 31 日	10 年

イ 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計 画 課 長	富岡 弘一郎	令和３年４月～令和３年１２月
流域管理指導官	松浦 博文	令和３年４月～令和３年１２月
計画課長補佐	鳴海 徹	令和３年４月～令和３年１２月
森林施業調整官	小野寺 剛	令和３年４月～令和３年１２月
計 画 調 整 官	鈴木 春美	令和３年４月～令和３年１２月
計 画 調 整 官	藤木 久司	令和３年４月～令和３年１２月
企 画 係 長	木下 知久	令和３年４月～令和３年１２月
経 営 計 画 官	小林 純	令和３年４月～令和３年１２月
経 営 計 画 官	藤井 祐樹	令和３年４月～令和３年１２月
企 画 係 員	齊藤 司	令和３年４月～令和３年１２月